

# 財政学II

講義ノート12

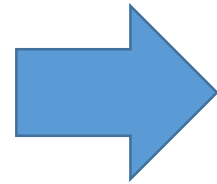
佐藤主光(もとひろ)

一橋大学経済学研究科

新しい社会経済環境

# これからの日本？

	現状
雇用	一社(一雇用主)で働く
所得税	源泉徴収と年末調整
経済取引	B(事業者)to C(消費者)
消費税	課税事業者は納税



	2040年
雇用	雇用的自営・フリーランス
所得税	個人が確定申告(マイナポータルと記入済み申告書)
経済取引	C(消費者)to C(消費者)

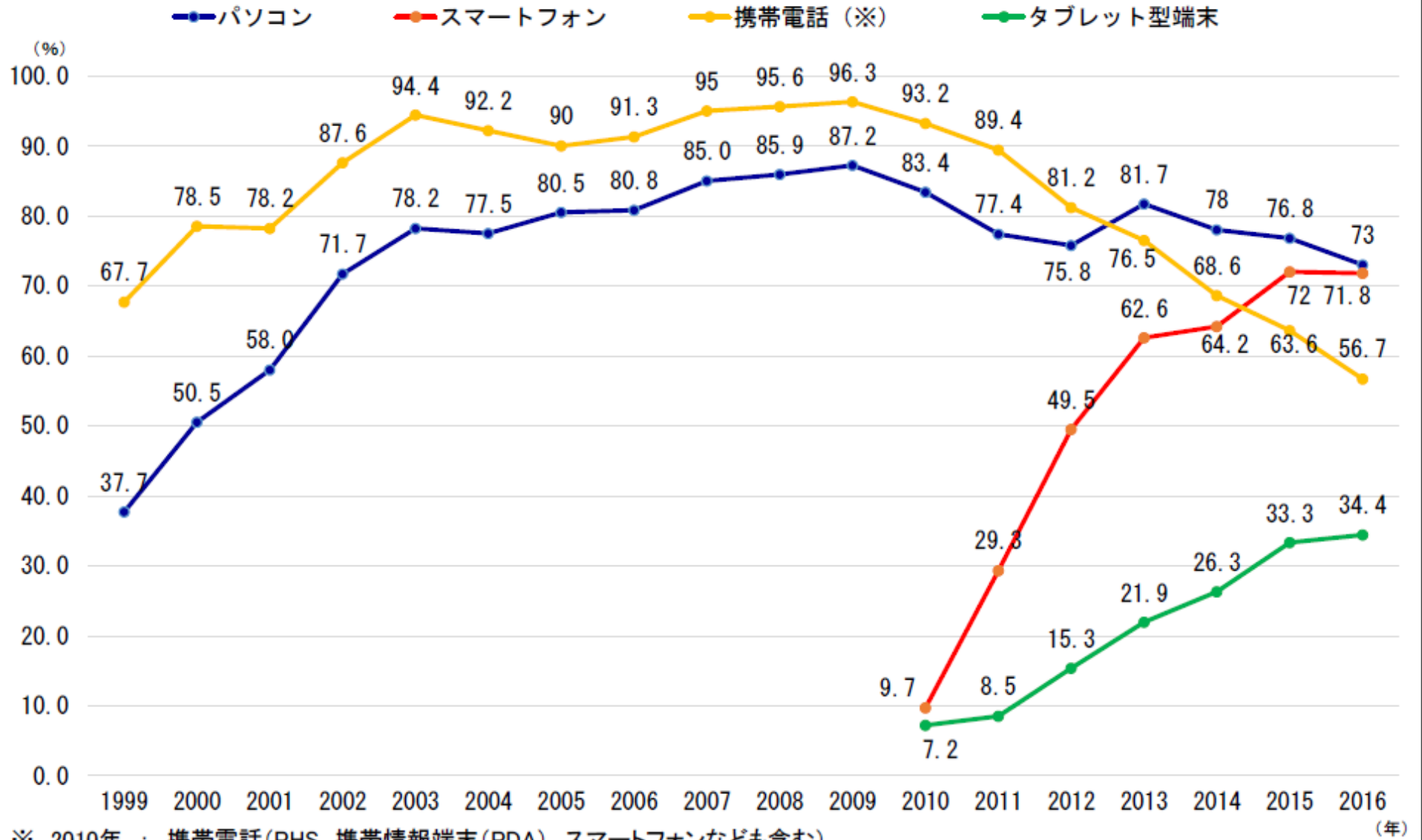
課税(徴税)ポイント  
=企業・事業者

雇用の流動化・多様化  
経済のデジタル化

課税(徴税)ポイント  
=個人・家計

# 情報通信端末の世帯保有率の推移

○ 2000年代に携帯電話とパソコンが普及した後、2010年代に入ってスマートフォンとタブレット型端末が急速に普及。

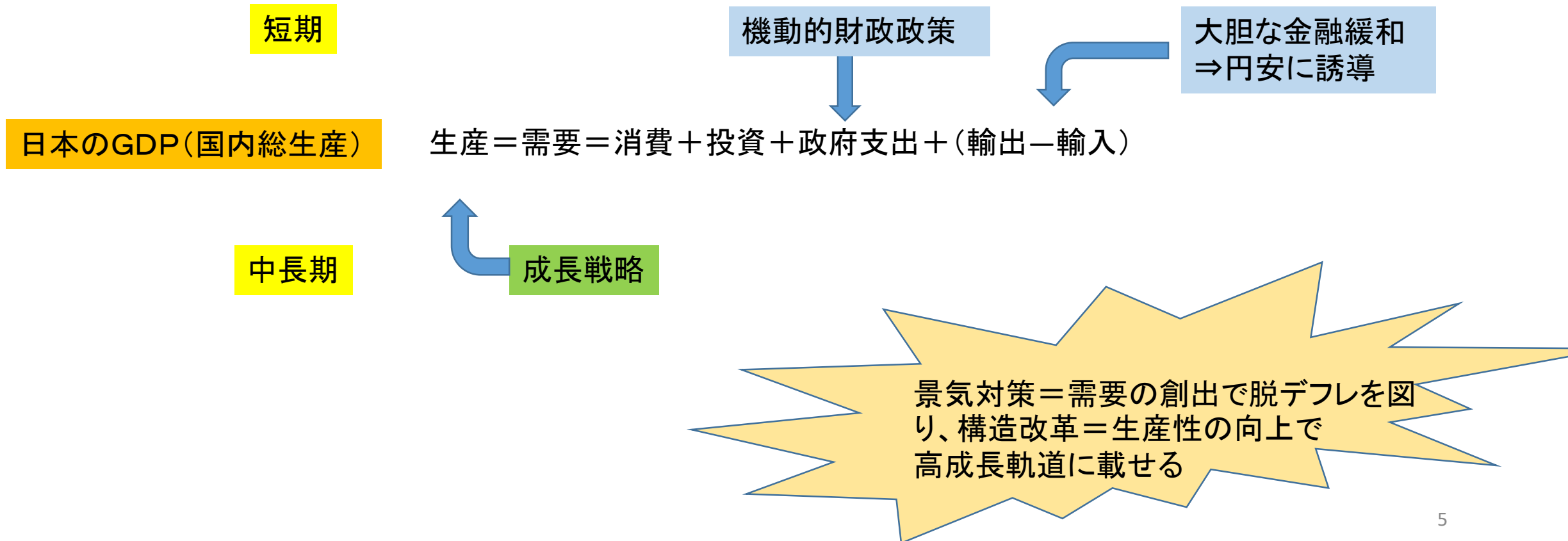


※ 2010年・携帯電話(PHS・携帯電話)・携帯情報端末(PDA)・スマートフォンなども含む

(年)

# アベノミクスの長期と短期

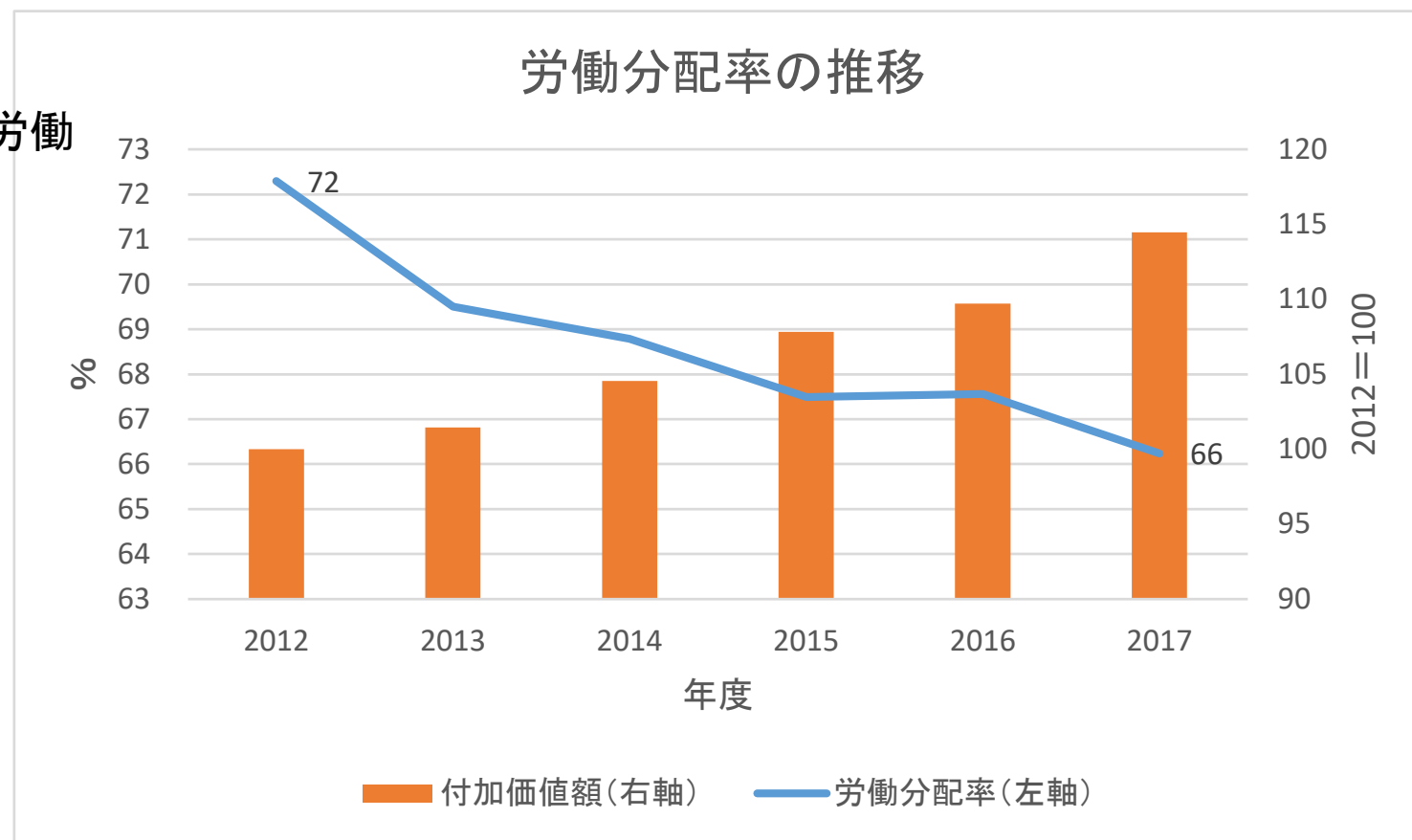
- アベノミクスは①短期はケインジアン的有効需要政策(財政出動と金融緩和)、②中長期的にはサプライサイド(新古典派)的な生産(供給)サイド主導の成長戦略



# 課題其の1: 低下する労働分配率

出所: 法人企業統計

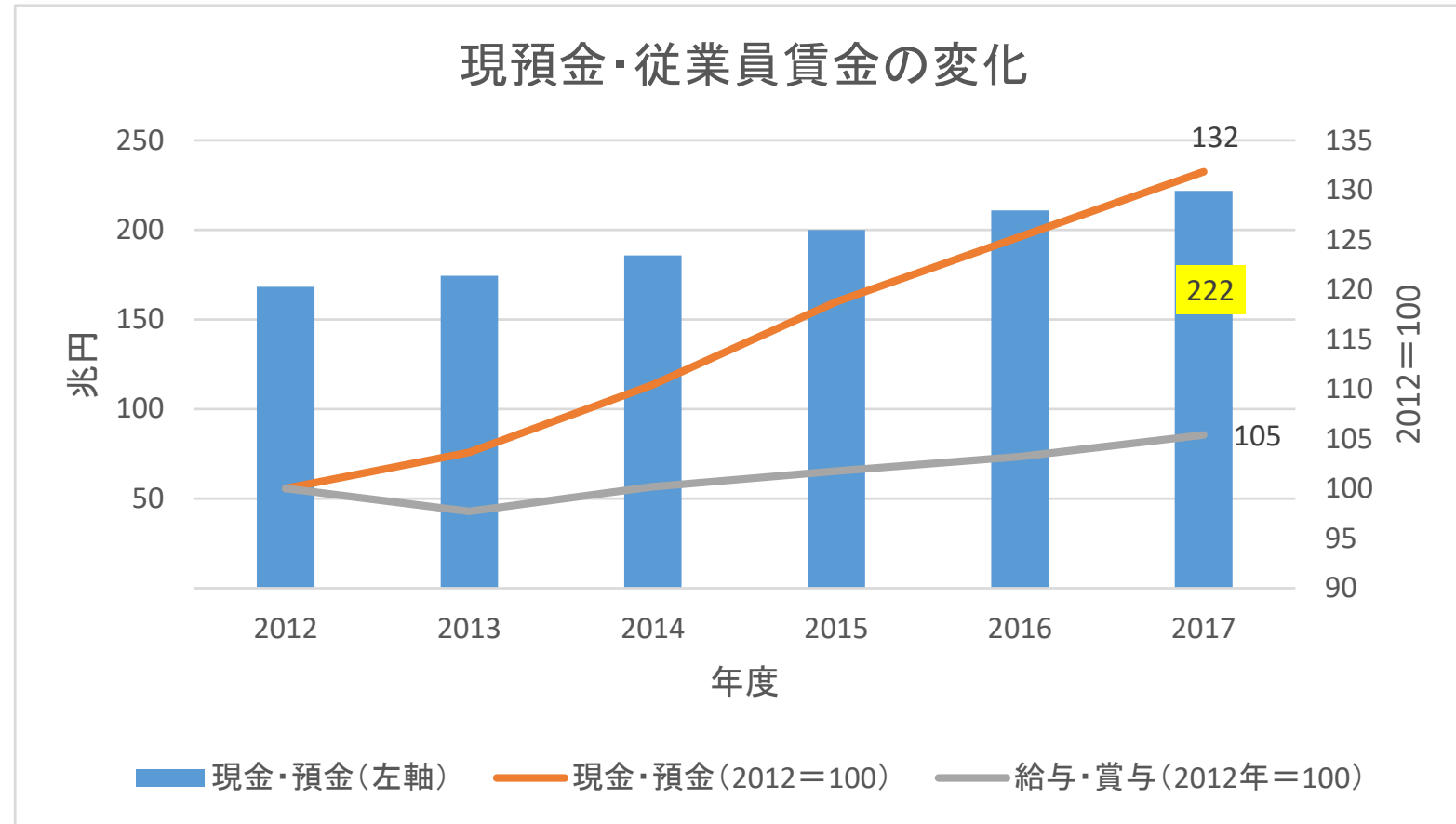
- 労働分配率は低迷・・・
  - 雇用形態の多様化＝非正規雇用(低賃金労働者)の増加？
  - デジタル社会の新しい経済構造？
  - ✓ ギグエコノミーへ
- 労働分配率は上げられるか？
  - 政府の規制＝最低賃金の引き上げ
  - 構造改革＝労働生産性の改善？
- 所得再分配の要請＝ベーシックインカム？



付加価値＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益

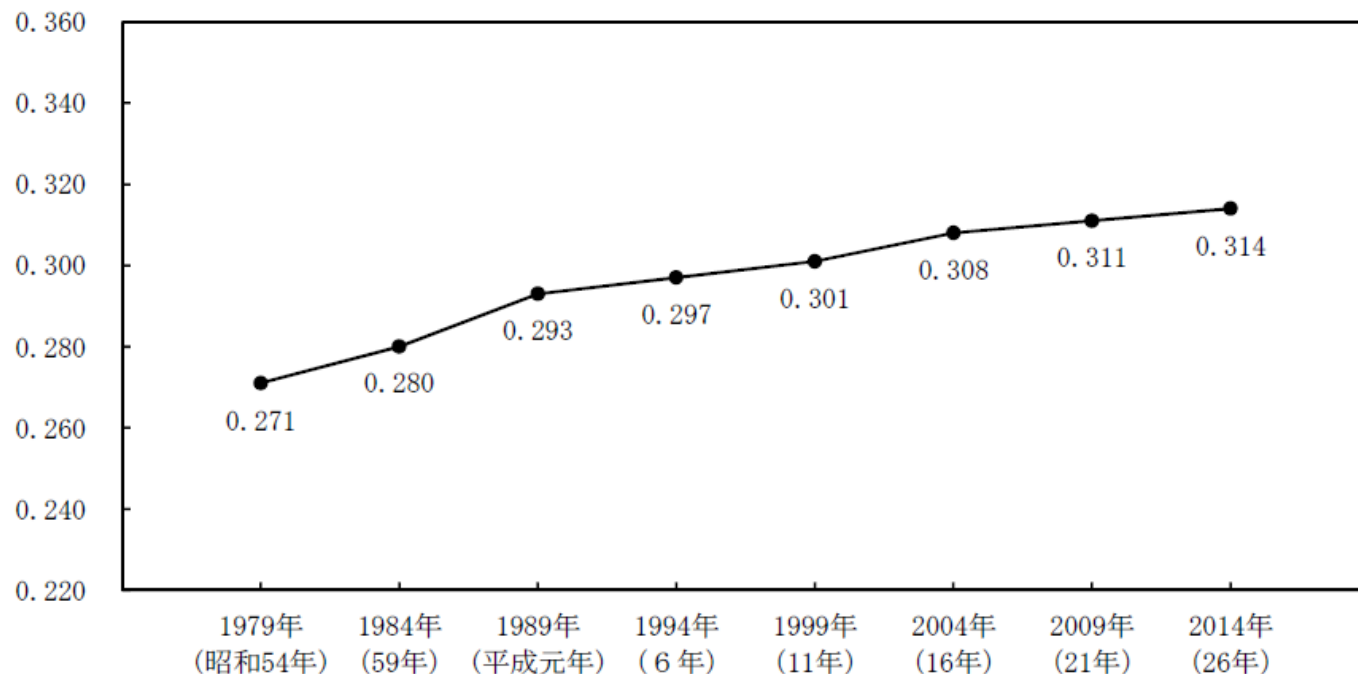
## 課題其の2: 増える企業の現金・預金

- 民間ではカネ余り  
= 企業は現預金をため込む…
  - 将来の投資 (M&Aを含む) への備え?
  - 投資先がない? アニマルスピリッツの欠如?
- 風と太陽
  - 風政策 = 現預金に課税?
  - 太陽政策 = 投資し易い環境の整備 (法人税減税・規制緩和等)
- 企業の現預金は問題の原因か結果か?
  - 将来の不確実性に対する備え (予備的貯蓄動機)?



## 課題其の3: 徐々に拡大する所得格差

図 I - 3 年間収入のジニ係数の推移 (二人以上の世帯)



出所: 平成26年全国消費実態調査

国名 (調査年)	相対的貧困率
アメリカ (2012年)	17.4
イタリア (2013年)	13.1
カナダ (2011年)	11.7
イギリス (2010年)	10.0
日本 (2014年)	9.9
ドイツ (2011年)	8.7
フランス (2011年)	8.0

子どもの相対的貧困率の推移 (総世帯)

	1999年 (平成11年)	2004年 (16年)	2009年 (21年)	2014年 (26年)
子どもの相対的貧困率	% 9.2	% 9.7	% 9.9	% 7.9

注) 特別集計による結果



## 参考：格差是正の手法

- 其の1:トリクルダウン＝市場を通じた所得移転

□豊かになった個人・企業は消費・投資を通じて他の個人・企業に恩恵を及ぼす

✓アベノミクスはトリクルダウン型？

- 其の2:課税と給付＝政府を通じた所得移転(再分配)

□所得・利益のある個人・企業に課税をして、低所得の個人に給付(例:生活保護、社会保障給付、公共事業による仕事の創出)⇒経済成長にマイナス要因・・・

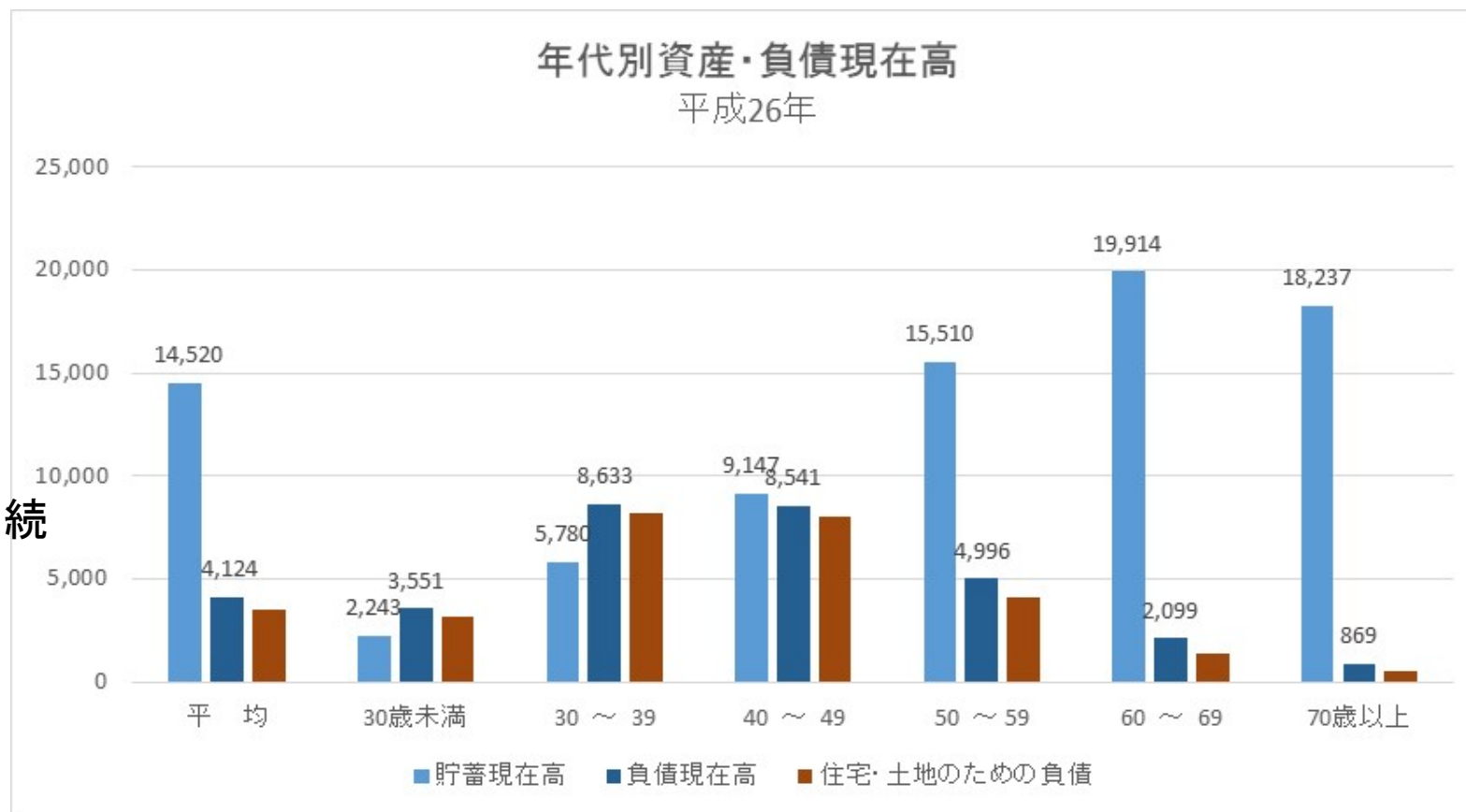
- 其の3:自立の支援＝「頑張る個人に報いる仕組み」

□低所得でも就労している個人に対する支援:例＝勤労税額控除・ユニバーサルクレジット(英国)

✓我が国では勤労世代に支援する給付(所得移転)がない・・・⇒税制・社会保障制度改革

## 参考：誰が貧しいか？

- 通念＝貧しいのは高齢者？
- 実際＝若年世代が「弱者」に…
  
- 要因は？
  - 雇用の流動化・賃金の低迷
  - 老老移転＝高齢者から高齢者への相続
  
- 新しい再分配の形
  - 年齢だけでは測れない負担能力
  - ⇒ 年齢から能力別へ…

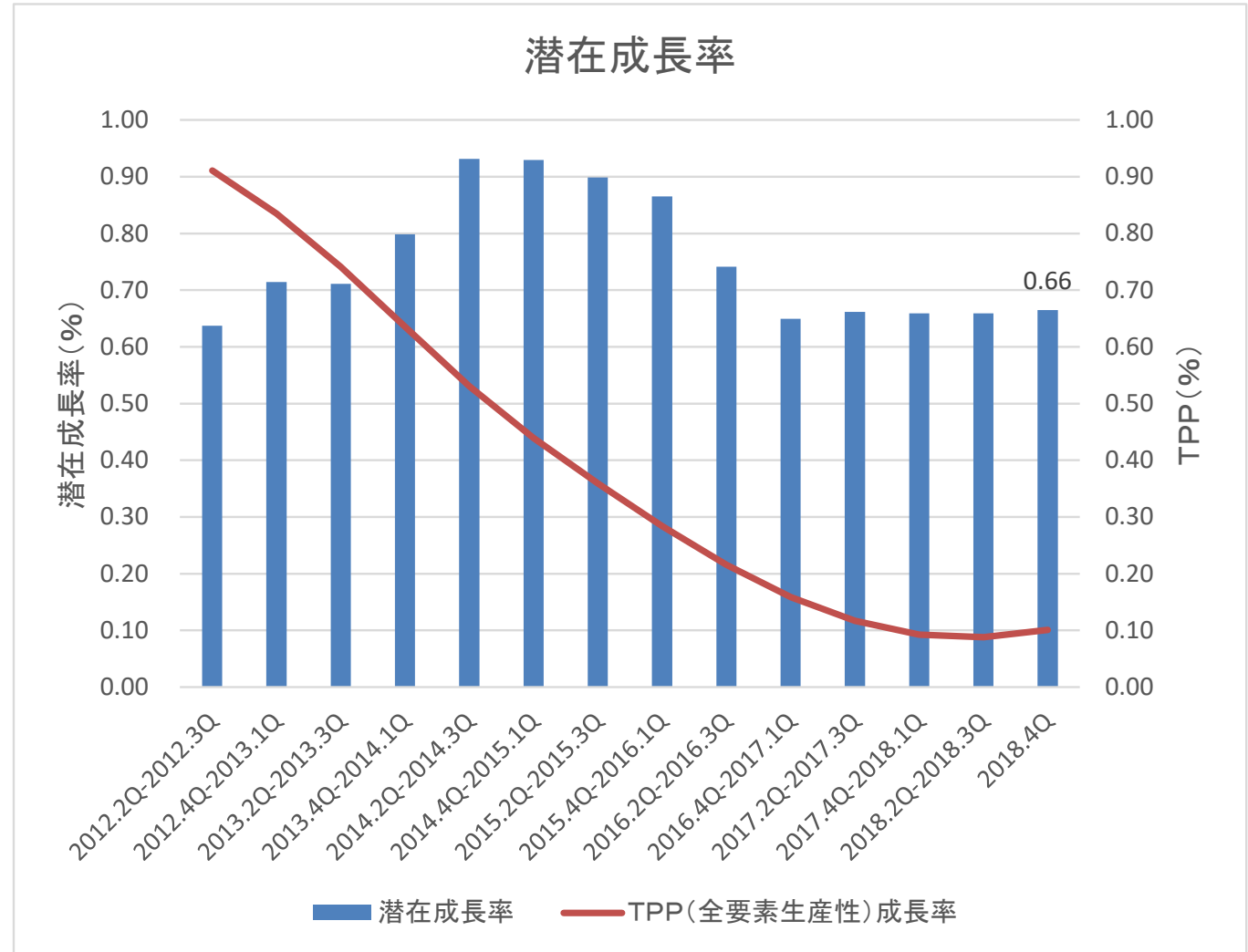


出所：平成26年全国消費実態調査（総世帯）

- 若い人の光を当てた税制・社会保障

# 課題其の4: 低迷する潜在成長率

- 潜在的成長率(=中長期的な経済の趨勢)は低迷
    - 量的要因=労働人口の減少
    - 質的要因=生産性(TFP)の低下
  - 生産性を上げるには?
    - 働き方改革=労働生産性(労働者一人あたりが生み出す付加価値)の向上
    - 規制の緩和等=生産性の高い分野への労働・資金の移動を促進
    - 技術革新・新陳代謝の促進
- ⇒構造改革(アベノミクスの第3の矢)は足りない



# 自民税調 税制改正大綱固める 未婚のひとり親にも寡婦控除適用

NHK(2019年12月11日)

- 未婚のひとり親に対しても、配偶者と死別したり離婚したりしたひとり親と同じように、年間の所得が500万円以下の世帯を対象に、所得税と住民税を軽減する「寡婦控除」を適用するとしています。
- また、次世代の通信規格、5Gの導入を促進するため、基地局を整備する携帯電話会社などに対し、政府の審査で認定されれば来年度から2年間、投資額の15%を法人税から差し引くか、1年間に損金として処理できる額を30%に拡大して法人税を軽減するかのどちらかを認めることが盛り込まれています。
- さらに、企業の内部留保を投資に回す環境を整えるため、来年度から2年間、設立後10年未満で上場していないなど、一定の要件を満たした国内のベンチャー企業に対し、国内の大企業などが1億円以上を出資した場合、出資額の25%を課税所得から差し引くとしています。
- 個人投資家向けの優遇税制の「NISA」については、投資期限が切れる2024年以降も制度を5年間延長するとともに、仕組みを見直すとしています。

# オープンイノベーション促進税制の創設

- アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、25%の所得控除を講ずる。

## 改正概要

【適用期限：令和3年度末まで】



### <出資を行う企業要件>

- ① 国内事業会社  
又は
- ② 国内事業会社によるCVC(注1)  
(※)事業会社又はその子会社が運営し、持分の過半数以上を所有するファンド等

### <行為要件>

- ① 1件当たり1億円以上の大規模出資  
中小企業からの出資は1,000万円以上  
(※)海外ベンチャー企業への出資は5億円以上
- ② 株主間の株式売買ではなく、ベンチャー企業に新たに資金が供給される出資  
(※)発行済株式の取得は対象外
- ③ 一定の控除上限
- ④ 一定期間(5年間)の株式保有(注2)

### <出資を受けるベンチャー企業要件>

- ① 新規性・成長性のある設立後10年未満の未上場ベンチャー企業  
(※)新設企業は対象外
- ② 出資を行う企業又は他の企業のグループに属さないベンチャー企業

# 国際課税

# BEPS防止措置実施条約と各行動の関係

## A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

### (1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。

※ 電子経済を利用したBEPSについては、他の勧告を実施することで対応可能。更に、消費課税やBEPS対抗措置で対応できない問題について、物理的概念の存在を根拠として課税する現行の税制とは異なる課税方法の可能性等について、検討を継続。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 27年度税制改正で対応済み

### (2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化 → 租税条約の拡充(含行動⑮)で対応  
(※国内法は27年度税制改正で対応済み)

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 29年度税制改正で対応済み

行動4 利子控除制限 → 法改正の可否を含め検討

行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

### (3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 法改正の可否を含め検討

## B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

### (4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング(企業と当局間の事前合意)に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの義務的開示 → 法改正の可否を含め検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度

(移転価格税制に係る文書化) → 28年度税制改正で対応済み

## C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕

### (5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

### (6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多国間協定の開発 → 参加(署名済み)

## (参考) G20ブエノスアイレス首脳宣言 (2018年11月30日、12月1日)

26 我々は、特に租税条約や移転価格ルールに基づいた、世界規模で公正、持続可能かつ現代的な国際課税システムのための取組を継続するとともに、成長志向の租税政策を推進するための国際協力を歓迎する。OECD/G20「税源浸食と利益移転」パッケージの世界的な実施は引き続き不可欠である。我々は、引き続き、経済の電子化が国際課税システムにもたらす影響に対処するため、2019年の進捗報告及び2020年までの最終報告書により、コンセンサスに基づく解決策を追求すべく共に取り組む。我々は、金融口座情報の自動的交換の開始を歓迎し、OECDによって構築された税の透明性基準を満足に実施していない法域を特定するための強化された基準を確認する。リストに載った法域に対しては、防衛的措置が検討される。全ての法域は、多国間税務行政執行共助条約に署名し、それを批准すべきである。我々は引き続き、税の安定性、及び「税に関する協働のためのプラットフォーム」を通じたものを含めた、開発途上国における税に関する能力構築の強化を支援する。



# 多国籍企業の租税回避

多国籍企業  
の世界利益

低税率国

$$\text{利益} = (\text{利子収入} + \text{売上}) - \text{仕入れ等経費}$$

+



過大支払い

高税率国

$$\text{利益} = \text{売上} - (\text{利払い費等} + \text{原材料等仕入れ})$$

+

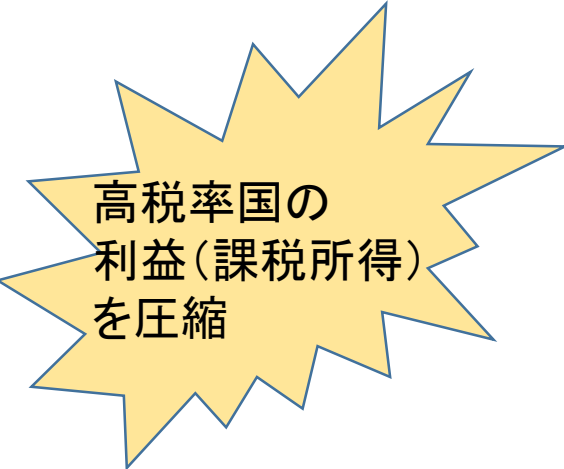


過小支払い

低税率国

$$\text{利益} = \text{売上} - \text{仕入れ等経費}$$

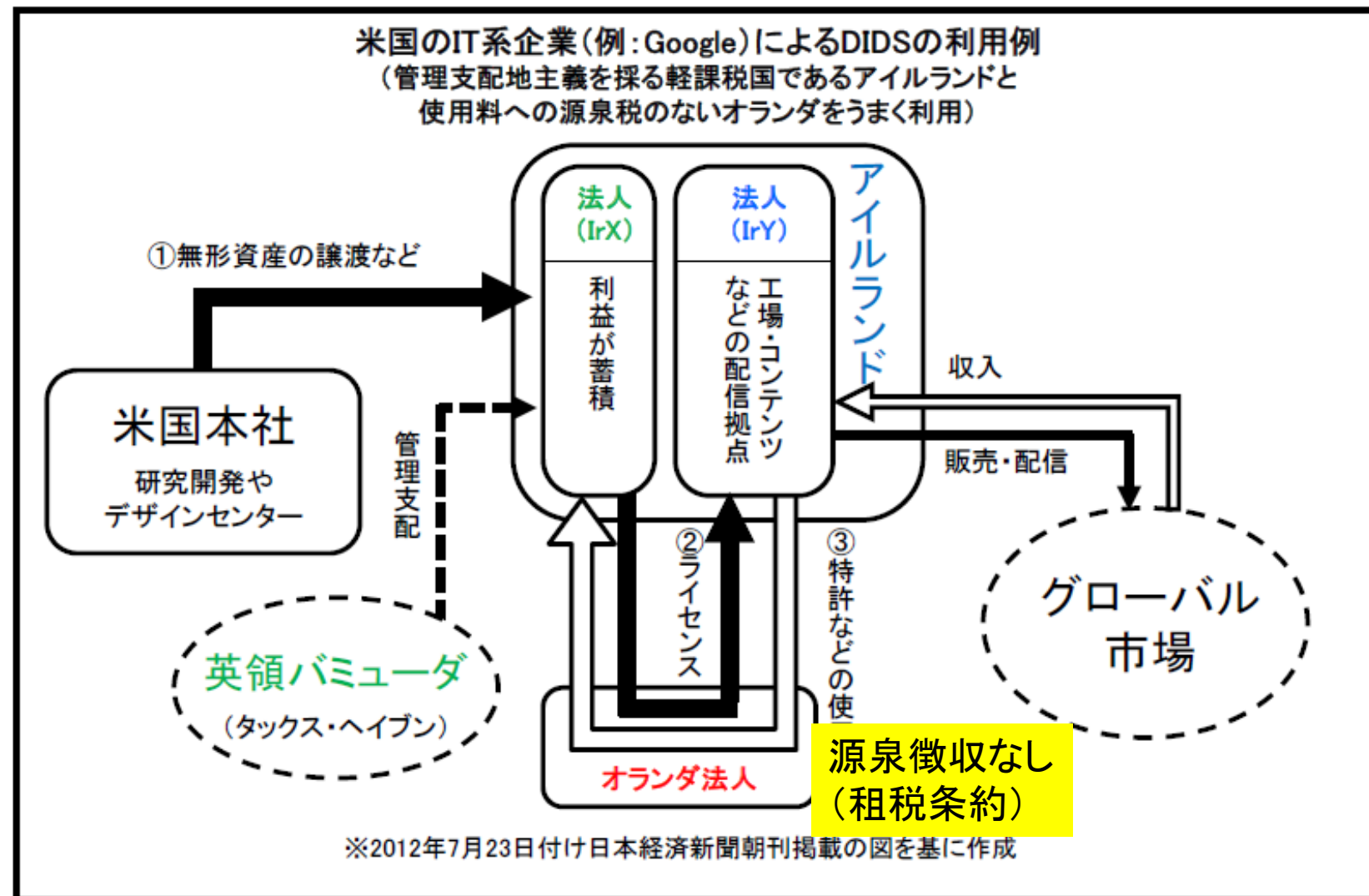
第三者間取引とは異なる価格を裁量的に設定



高税率国の利益(課税所得)を圧縮

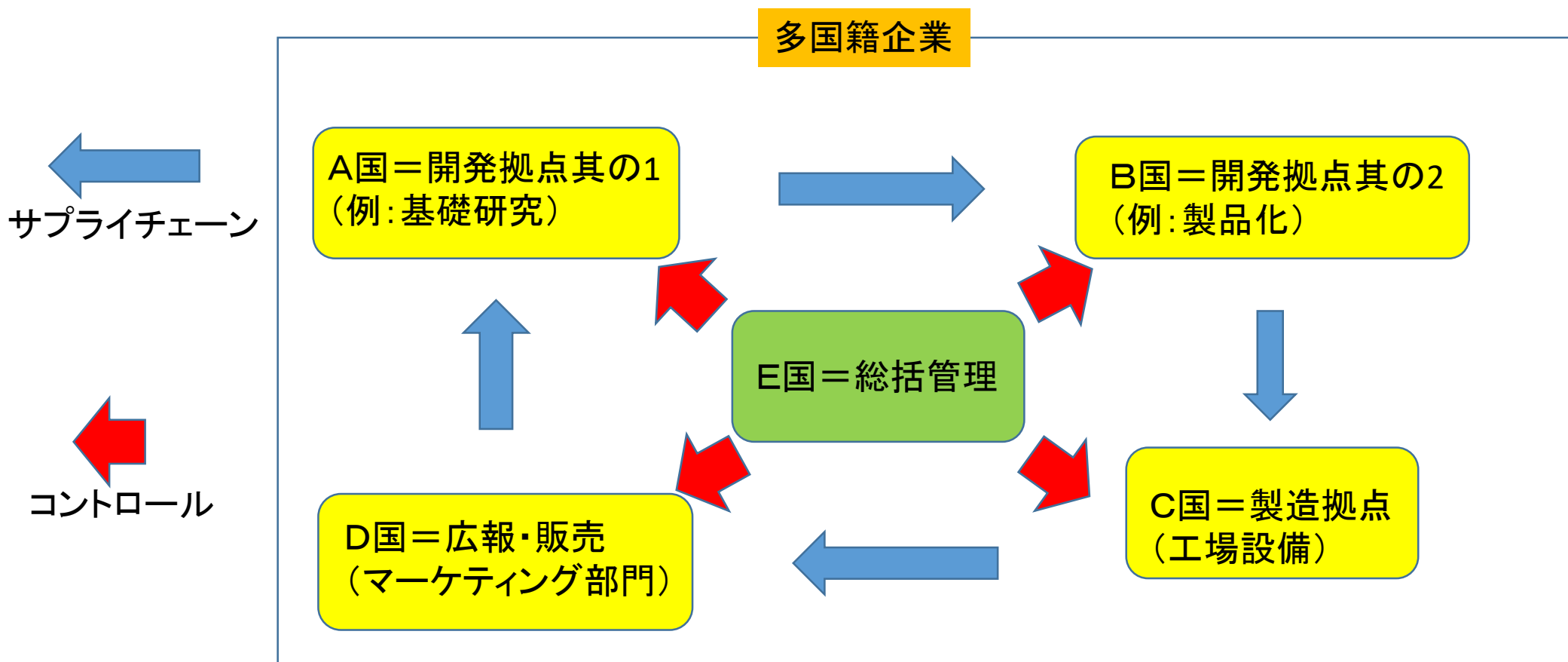
## 租税回避スキーム： 2. Double Irish with a Dutch Sandwich (1)

アイルランド法人Xの利益	
米国	オランダ法人の一部 (Check the box)
アイルランド	バミューダ企業の管理 (管理支配地主義)

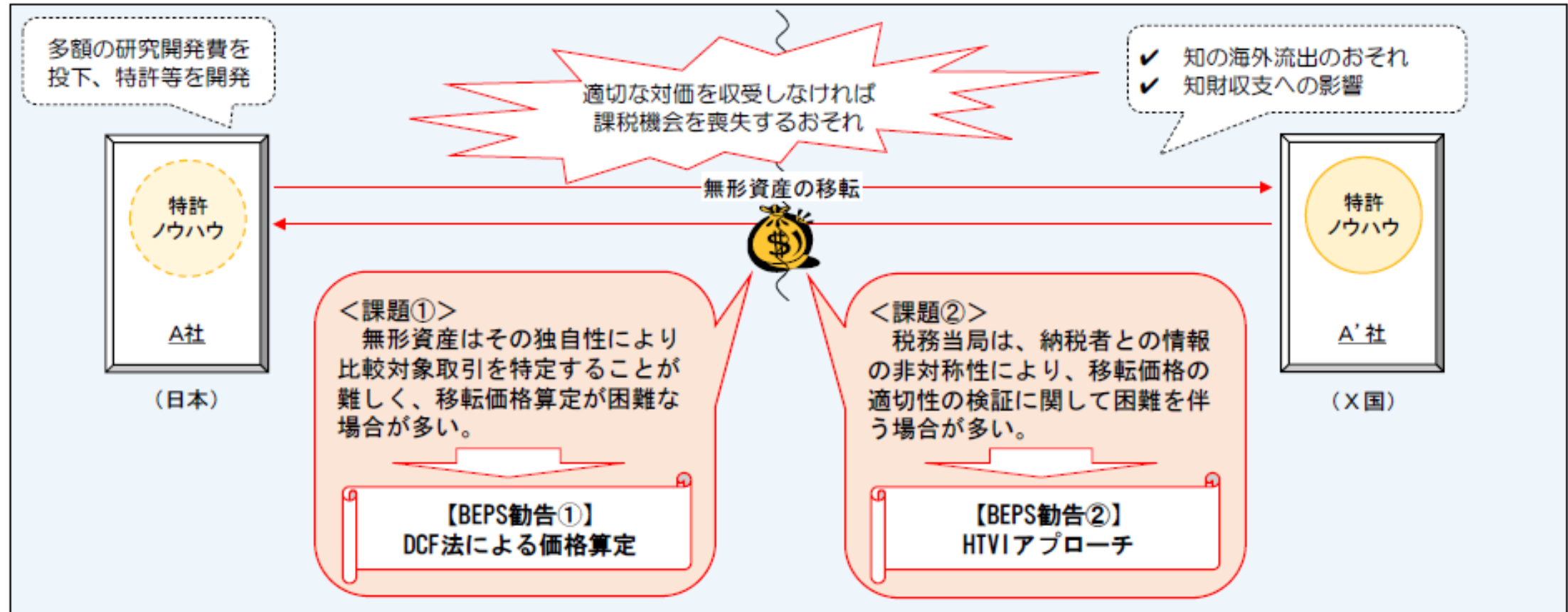


# 価値の創造・・・

国際課税の原則＝価値が創造された場所での課税(OECD)⇒どこで価値は創造されるのか？



## BEPS行動8の勧告のポイント



## 【行動7】 恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止:平成30年度税制改正

恒久的施設(PE: Permanent Establishment)とは、事業を行う一定の場所(支店等)・代理人をいう。例えば、外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがなければ、その企業の事業利得に課税できない(「PEなければ課税なし」の原則)。

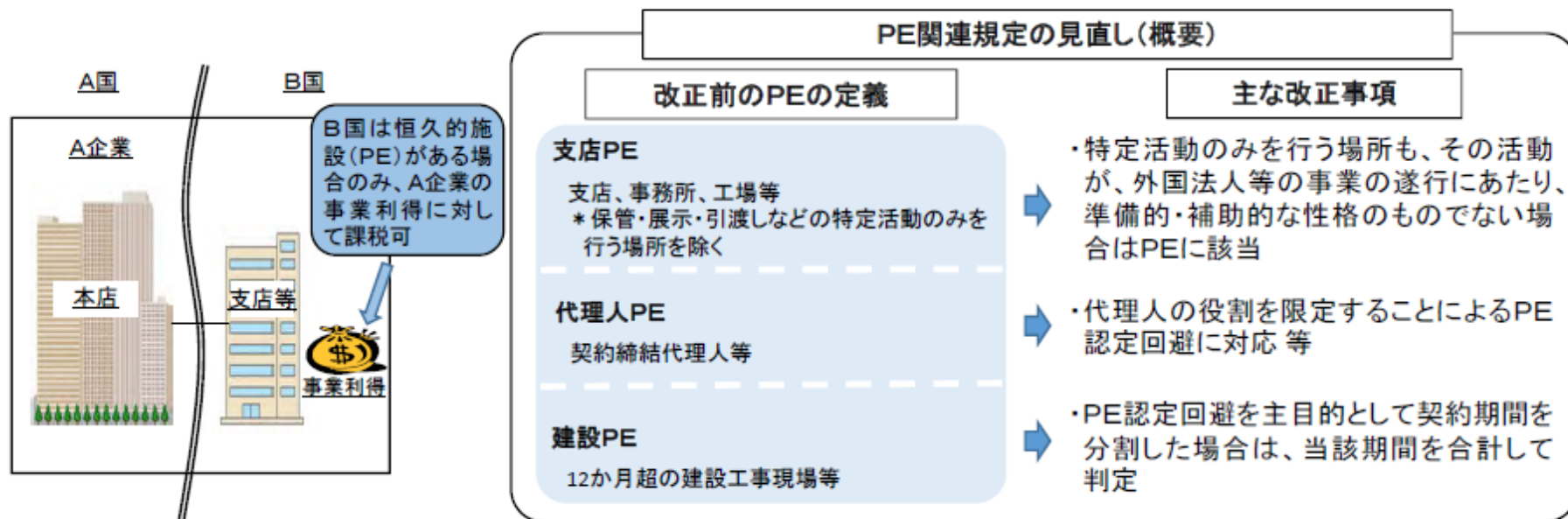
### 【PEを巡る国際的な動向】

- ✓ 企業がPE認定されない活動のみをあえて行うこと等による、PE認定の人為的回避に対処するため、「BEPSプロジェクト」報告書(平成27年)にPE認定の人為的回避防止措置が盛り込まれた。また、同報告書を踏まえ、OECDモデル租税条約が平成29年11月に改訂された。 \* BEPS: Base Erosion and Profit Shifting(税源浸食と利益移転)
- ✓ 同措置を盛り込んだ、BEPS防止措置実施条約が合意され、我が国は平成29年6月に署名。また、最近の二国間条約(ロシア、バルト三国等)において、同措置を踏まえた定義を採用している。

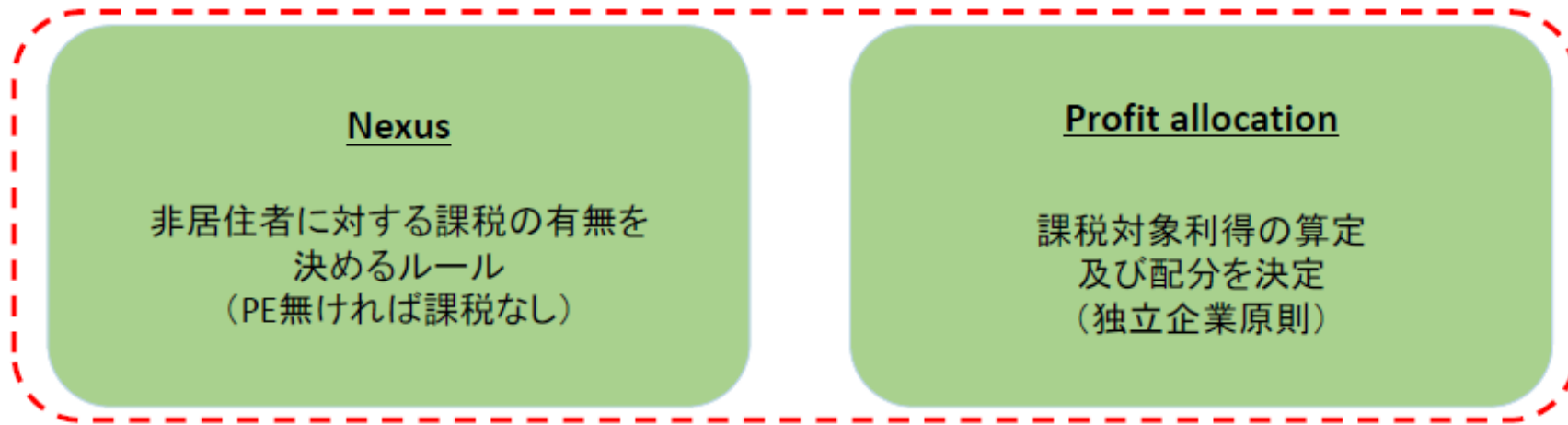
### 【国内法の改正】

- ✓ 我が国の国内法におけるPEの定義について、人為的回避防止措置に対応する等、上記国際的スタンダードに合わせる見直しを行う。

\* あわせて、PEに係る租税条約と国内法の規定の適用関係を明確化する等の所要の措置を講ずる。



## キー・コンセプトに係る国際課税原則の見直し



### 合意事項

- Nexus及びProfit allocationに係る国際課税原則の見直し：  
経済活動と価値創造に利益を一致させるという原則に関し、経済の電子化が与える影響を検討
- 2020年までに長期的解決策の取りまとめに向けて作業を進める  
(2019年にアップデートを行う)

# 平成30年度税制改正：国際課税

## PE 関連規定の見直し

### 改正前のPEの定義 (概要)

#### 支店PE

支店、事務所、工場等  
\*保管・展示・引渡しなどの特定活動のみを行う場所を除く

#### 代理人PE

契約締結代理人等

### 主な改正事項

- ・ 特定活動のみを行う場所も、その活動が、外国法人等の事業の遂行にあたり、準備的・補助的な性格のものでない場合はPEに該当
- ・ 代理人の役割を限定することによるPE認定回避に対応

恒久的施設 (PE: Permanent Establishment) = 事業を行う一定の場所 (支店等) ・ 代理人

## 主要国における利子控除制限制度の概要

国名 項目	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
通称 (導入年)	過大支払利子税制 (2012年)	アーニング・ストリップング・ ルール (1989年)	利子控除制限制度 (2017年予定) <sup>(注1)</sup>	利子控除制限制度 (2008年)
基本的な 仕組み	法人の関連者等への支払利子のうち、調整所得の一定割合の額を超える部分は、損金不算入	調整所得の一定割合を超える純支払利子に相当する関連者等への支払利子は、損金不算入	調整所得の一定割合を超える支払利子は、損金不算入	調整所得の一定割合を超える支払利子は、損金不算入
損金不算入 の対象となる 利子の支払先	・関連者(内・外/親・子・兄弟、 個人株主) ・非関連者(関連者による債務 保証がある場合等)	・関連者(内・外/親・子・兄 弟、個人株主) ・非関連者(関連者による 債務保証がある場合)	限定なし	限定なし
調整所得の 定義	課税所得に、純支払利子、償 却費、受取配当益金不算入金 額等を加算	課税所得に、純支払利子、 償却費等を加算	課税所得に、純支払利子、 償却費等を加算	課税所得に、純支払利子、 償却費等を加算
損金 不算入額	関連者純支払利子等の額(※) のうち調整所得金額の50%を超 える部分の金額  ※ 日本で課税対象とならない関 連者等に対する支払利子等の 額から一定の受取利子等を控 除したもの	非適格利子(※)と、調整所 得の50%を超える純支払利 子のいずれか少ない金額  ※ 関連者等への支払利子で、 米国で課税対象とならないも の	調整所得の30%を超える 純支払利子 <sup>(注2)</sup>	調整所得の30%を超える純 支払利子

【利子控除制限制度を巡る動向】



# 参考：過少資本税制

- 過少資本税制＝内国法人が国外支配株主等から資金提供を受ける場合において、当該国外支配株主等から過大な借入れを行うことによる内国法人の租税回避を防止するための制度
- ✓ 資金調達による税制上の扱いの非対称性(配当＝課税、借入利息＝控除)
- 平成31年度税制改正

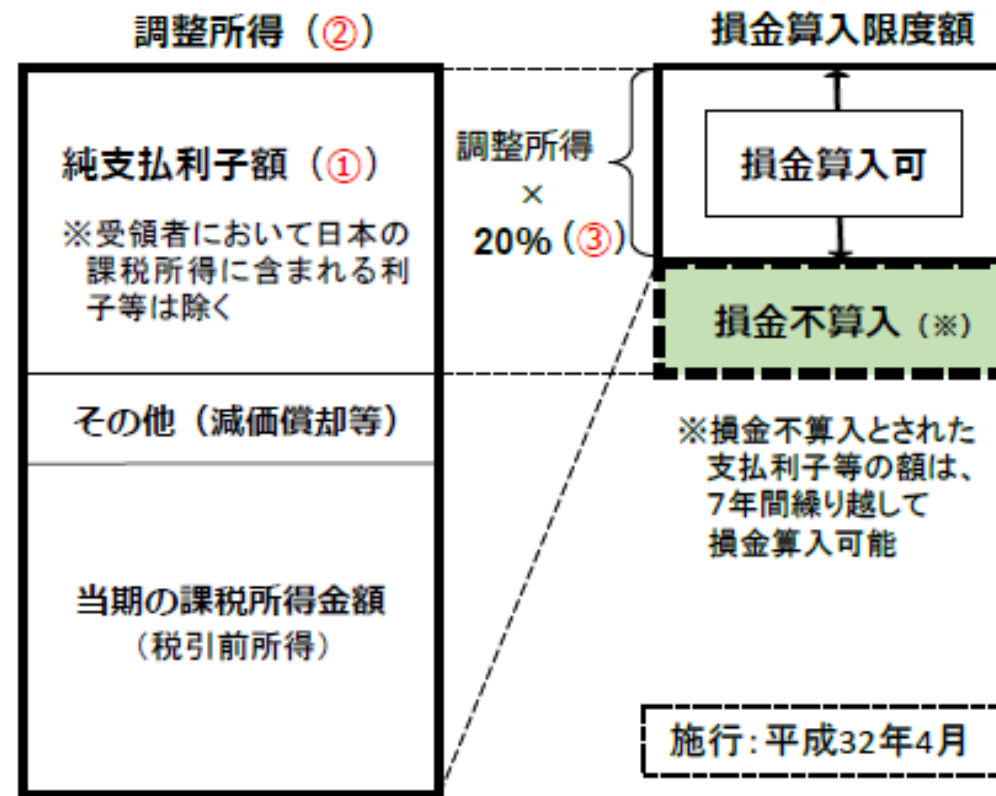
## 見直し案

➤ 純支払利息等(第三者を含む)  
(受領者において日本の課税所得に含まれる利息等は対象外)

≠ 従来の過少資本税制

↑ 関連企業に限らない  
✓ 米国税制改正も同様...

## 過大支払利息税制の概要 (見直し案)



BEAT = 課税前所得 + 利息 + 減価償却等  
≡ 売上一人件費 - 原材料費等

# 参考：課税ベースの転換

- 米国税制改正

- ①5年間減価償却資産の即時償却

- ②利払い費の損金算入を制限

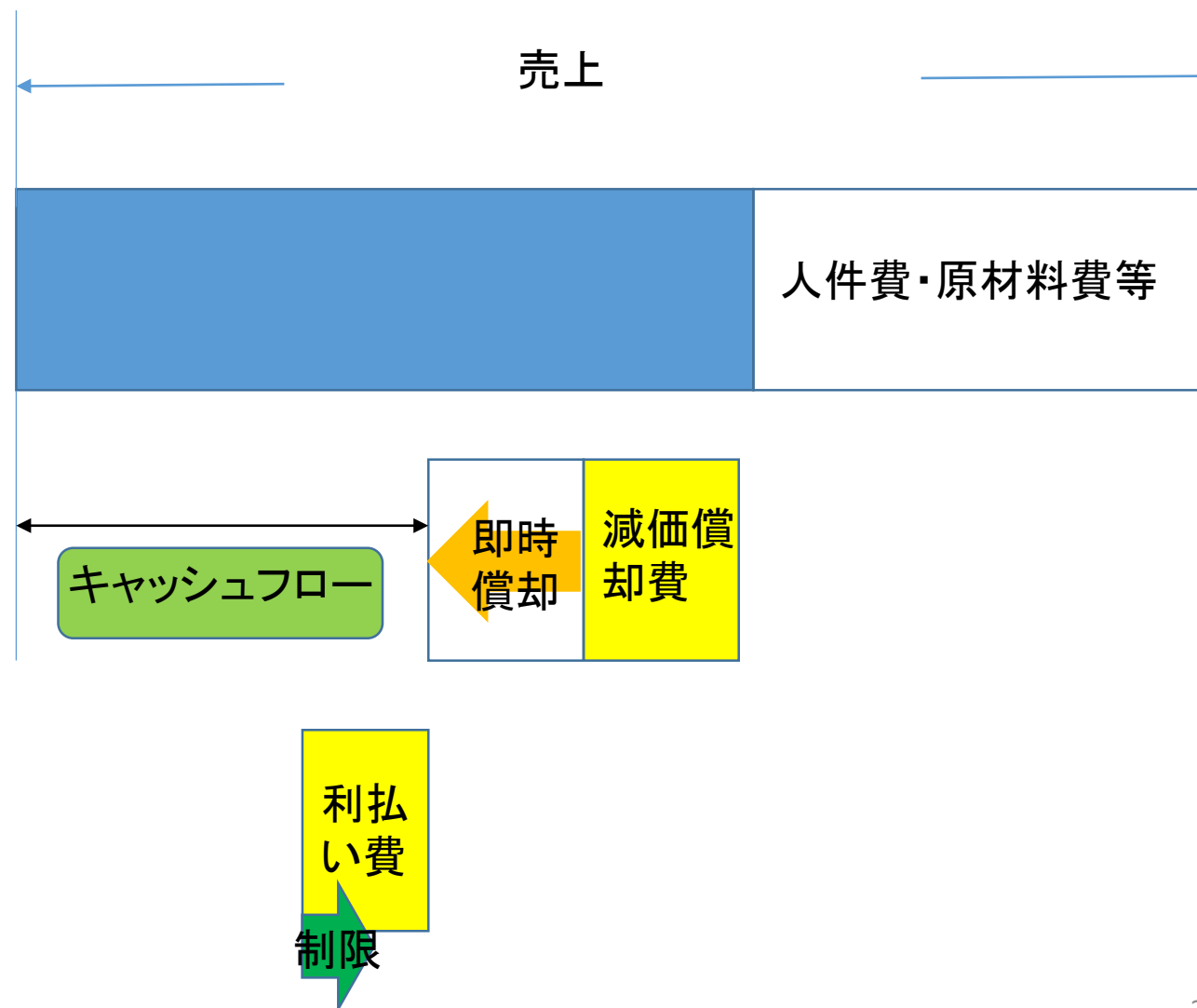
⇒課税ベースの(Rベース)キャッシュフロー税化

- 伝統的所得課税

=売上-人件費等-利払い費-減価償却費

- キャッシュフロー

=売上-人件費等-投資



## 「経済の電子化に伴う課税上の課題に対する コンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」の概要

- BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト参加国(約130か国・地域)の間で議論しており、2019年6月のG20財務大臣会合(於:福岡)に本作業計画を提出・承認。
- 本作業計画では、以下の2つの柱からなる解決策について検討し、2020年1月に解決策の制度の大枠について合意の上、2020年末までに最終報告書を取りまとめることとされている。

### 解決策の2つの柱

#### 1つ目の柱:

##### 国際課税原則の見直し

- ①ユーザーの参加
- ②マーケティング上の無形資産
- ③重要な経済的存在

#### 2つ目の柱:

##### 軽課税国への利益移転 に対抗する措置の導入

## 長期的解決策に関する具体的提案の概要②

### 1つ目の柱

- 多国籍企業が売上をあげている国(市場国)でも一定程度課税ができるよう、市場の特性に着目した**3つの考え方**を組み合わせ、国際課税原則を見直す。



#### ユーザーの参加

- ・ SNSや検索エンジン等をユーザーが利用することにより生じた利益について、ユーザーがいる国が課税できるようにする



対象  
ビジネス  
の範囲

狭い



#### マーケティング上の無形資産

- ・ 多国籍企業が市場国で生み出したブランド価値を認め、それにより生じた利益について、市場国が課税できるようにする



広い  
可能性



#### 重要な経済的存在

- ・ 途上国でも執行が簡単な解決策として提案
- ・ 市場国で継続して売上をあげており、市場国との関係があると認められる場合、市場国が課税できるようにする

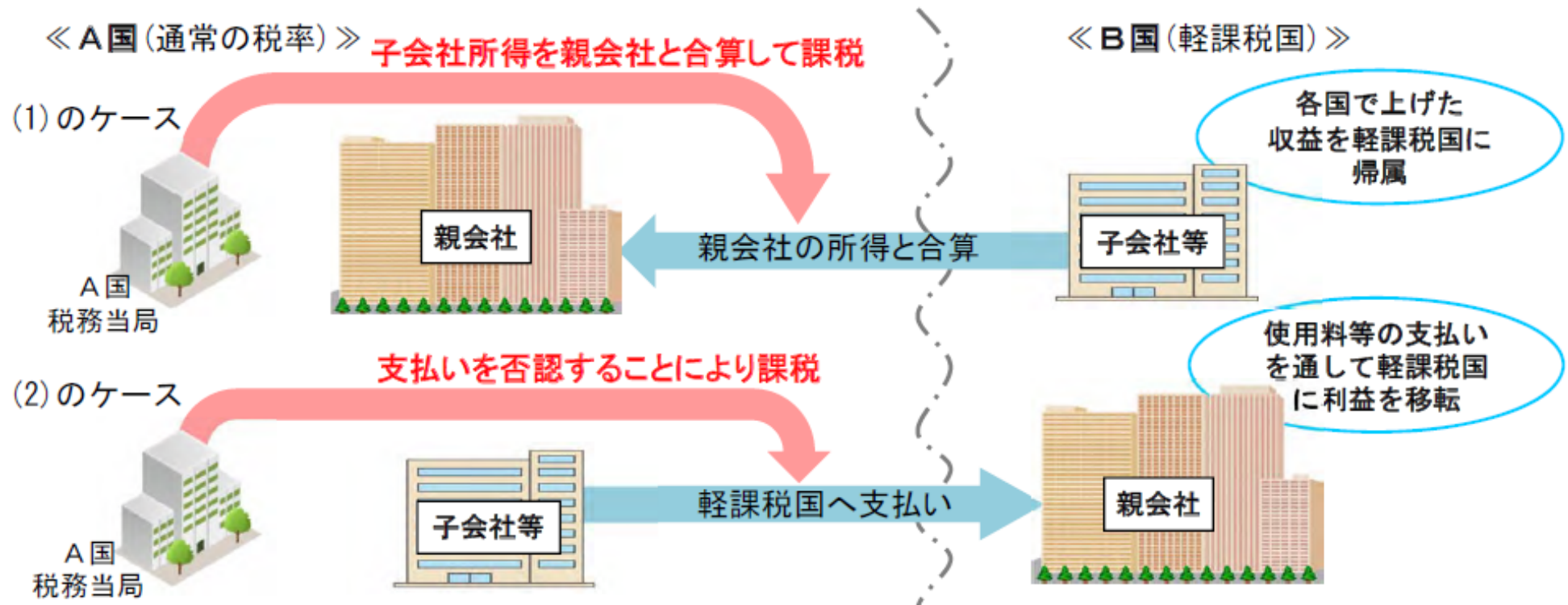


広い  
可能性

# 長期的解決策に関する具体的提案の概要④

## 2つ目の柱

- 国際的に最低限の税率を定めた上で、それを下回る国(=軽課税国)への利益移転に対し、利益を移転されている国が課税できるよう以下のルールを導入。
  - (1) 軽課税国に所在する子会社等へ帰属する所得を親会社の所得と合算して課税
  - (2) 軽課税国に所在する関連企業への支払い(例:使用料)に対し、支払会社側の国でその支払いに対し課税



## 電子経済への課税上の対応に関する欧州委員会(EC)提案の概要 (続き)

### 提案2: 暫定的措置

- 課税所得とビジネスにおける価値創造の間の乖離が特に大きい電子的活動に限定して、暫定的措置として課税する共通のシステム(デジタル・サービス・タックス:DST)をEU指令案として提示。

#### 【課税対象】

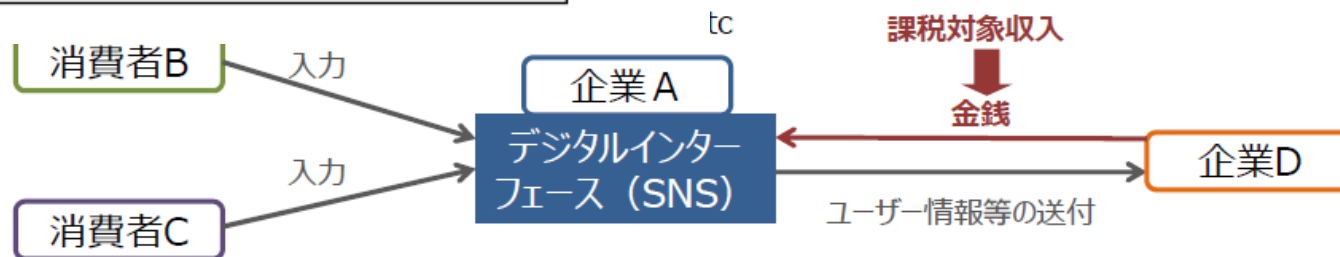
- ・ ユーザーが価値創造に強く関与しているビジネス(①オンライン広告事業、②ユーザー間のモノ・サービスの取引を可能とするデジタル・プラットフォームの提供サービス、③SNS等を介してユーザーから提供された情報から創出されるデータの販売)に対し、(利益ではなく)収入に課税。
- ・ EU加盟国と第三国間又はEU加盟国間の取引で生じた電子サービス収入が対象。

#### 【納税義務者】

- ・ 年間連結グループ総収入750百万ユーロ超の多国籍企業で、かつ、EU域内での電子サービスの提供による年間収入が50百万ユーロ超の企業

#### 【税率】

- ・ 3%(EU域内共通)(これにより、年間50億ユーロの税収を見込む。)



※データの収集や内部でのビジネス目的でのデータの活用、無料公開の場合は非課税

# 各国で進む独自のデジタル課税

- フランス「デジタル課税」法案、上院が可決－米国の脅しに動じず      ブルーバーク2019年7月11日
  - フランス上院は11日、米フェイスブックやグーグルなど国際的なIT(情報技術)大手を課税対象とする「デジタル課税」法案を可決した。通商措置を講じる可能性を示唆して撤回を求めた米国の脅しに、フランスは動じない姿勢を見せつけた。
  - デジタル課税は世界での売上高が7億5000万ユーロ(約914億円)以上、フランス内でのデジタル売上高が2500万ユーロ以上の企業を対象に3%を課税する。
- イタリアもデジタル課税 来月から 仏に追随、新法成立      2019/12/27 日本経済新聞
  - イタリアはデジタル課税を2020年1月1日から導入する。世界での売上高が7億5000万ユーロ(約910億円)以上、伊国内で550万ユーロ以上の売り上げがある企業を対象に、デジタル収入に3%の税金を課す。国境を越えて活動する巨大IT(情報技術)企業の税逃れを防ぐ狙い。先に導入したフランスに追随した。

## 参考:仕向地主義型キャッシュフロー課税

- 「最終消費地」におけるキャッシュフロー課税⇒国内市場から上がる収益のみに課税
- 執行は付加価値税(消費税)と同様
- 課税ベース
  - ＝付加価値(消費税の課税ベース)－賃金
  - ＝Rベース型キャッシュフロー
  - ＝配当・支払利子など金融取引は含まない

	税等価
消費税	賃金所得税 ＋仕向地主義キャッシュフロー課税
仕向地主義キャッシュフロー課税	賃金所得以外の所得かからの消費に対する課税



## 参考：税等価

$$Y \equiv W + R = C + I + (X - M)$$
$$\Rightarrow C = W + ((R - X) - I + M)$$

仕向け地主義キャッシュフロー課税

消費税

## 参考：租税回避の誘因？

	仕向地主義課税	利益移転の誘因
輸出	非課税	海外子会社への中間財輸出の価格を引き下げて課税所得を圧縮する誘因は解消
輸入	課税	海外子会社からの中間財輸入の価格を引き上げて課税所得を圧縮する誘因は解消



仕向け地主義キャッシュフロー課税の長期的な利益はBEPS対策・・・

# 無形資産

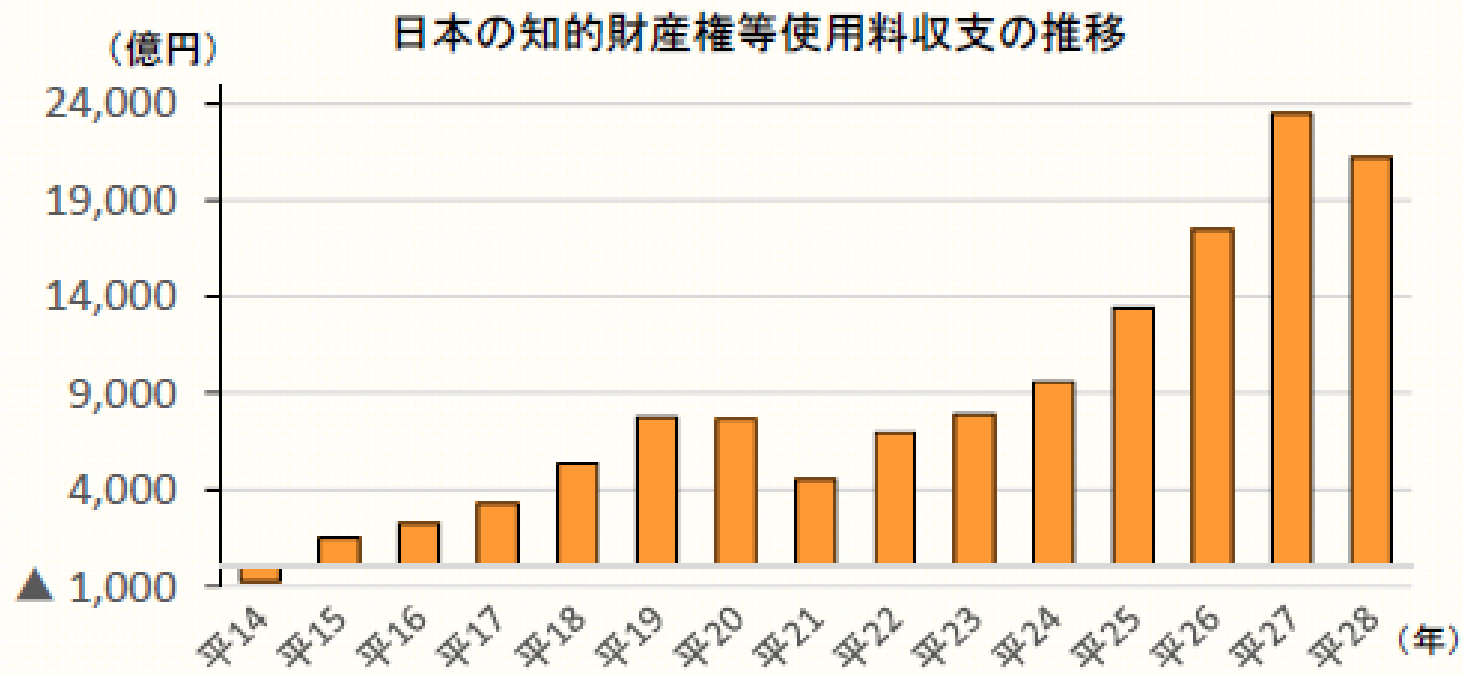
## BEPS行動 8 : 評価困難な無形資産 (Hard-To-Value Intangibles : HTVI) への対応

### <BEPSプロジェクトにおけるHTVIへの問題意識及び対応策>

- 無形資産取引に係る価格設定の適切性の検証に関しては、納税者は広範な情報を有しているのに対し、税務当局は納税者が提供する情報に依存せざるを得ないという情報の非対称性が課題。
- そのため、一定の評価困難な無形資産 (HTVI) 取引については、価格算定に用いた予測と結果が大きく乖離した場合、当初の移転価格が適切に算定されていなかったと推定し、税務当局が事後の結果を勘案して当初の移転価格算定を評価することを認める「評価困難な無形資産アプローチ」 (HTVIアプローチ) の導入を勧告。

### <HTVIアプローチの適用対象等>

- HTVIアプローチの適用対象は、取引時点において①信頼できる比較対象取引が存在せず、②移転された無形資産から生じる将来キャッシュ・フロー等についての予測や評価の前提が非常に不確かな無形資産取引。
- 但し、当初の価格設定に用いた予測と事後の結果の乖離が取引時点で予見不可能な事象によるものであることを納税者が証明した場合など一定の適用除外要件を満たす場合には、HTVIアプローチは適用しない。



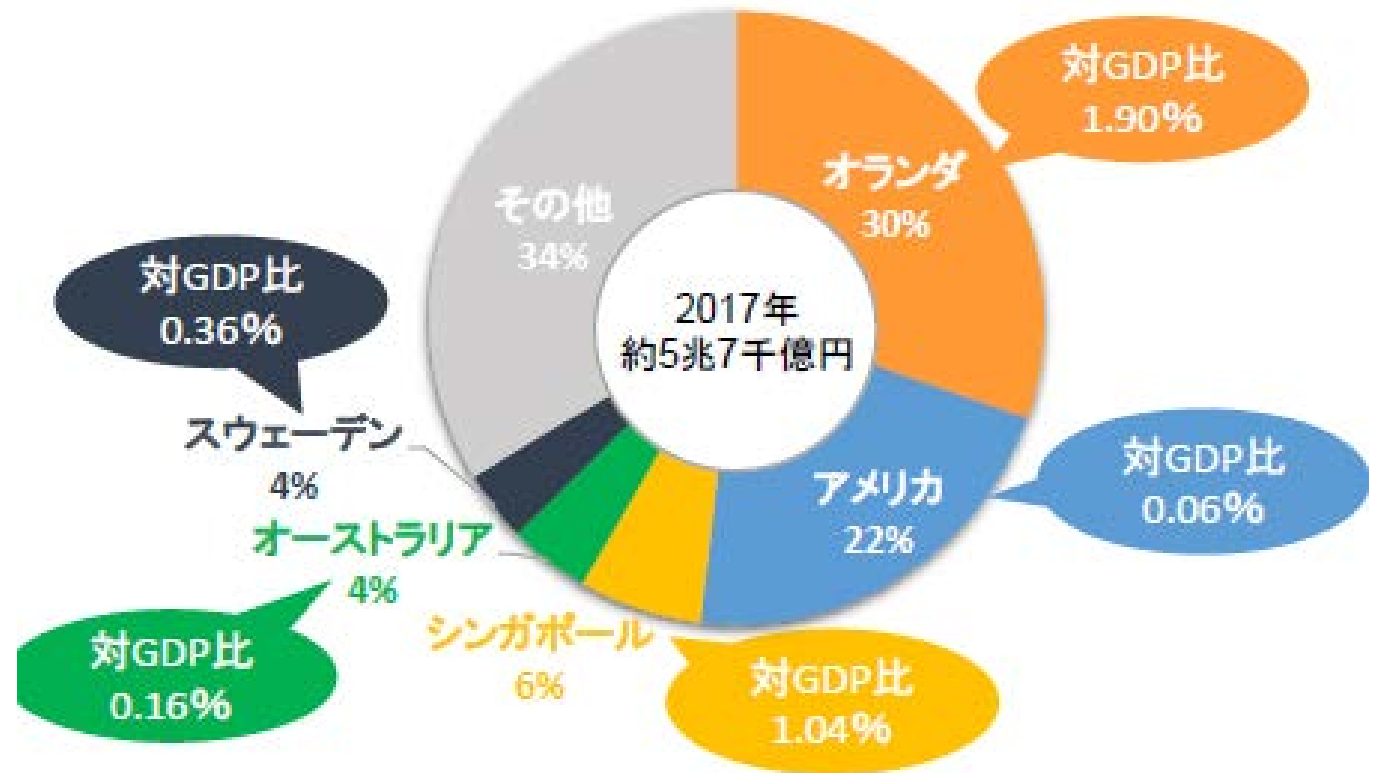
順位	受取超過 (2016年)	支払超過 (2016年)
1	米国 (6,539)	シンガポール (2,422)
2	中国 (4,422)	ドイツ (207)
3	タイ (3,327)	スウェーデン (161)
4	英国 (2,096)	フランス (124)
5	インド (1,323)	オランダ (107)

(データ出典) 財務省「国際収支統計」

# 参考：国際収支統計における「直接投資（負債）」の状況

日本に対する「直接投資（負債）」残高（親子会社間融資等）及び、日本からの「その他投資」に係る所得支払額（非関連者間融資に係る利子の支払額等）の国・地域別の割合を見た場合、上位に、経済規模との比較（対GDP比）でみて多額の残高・支払額となっている国・地域が見受けられる

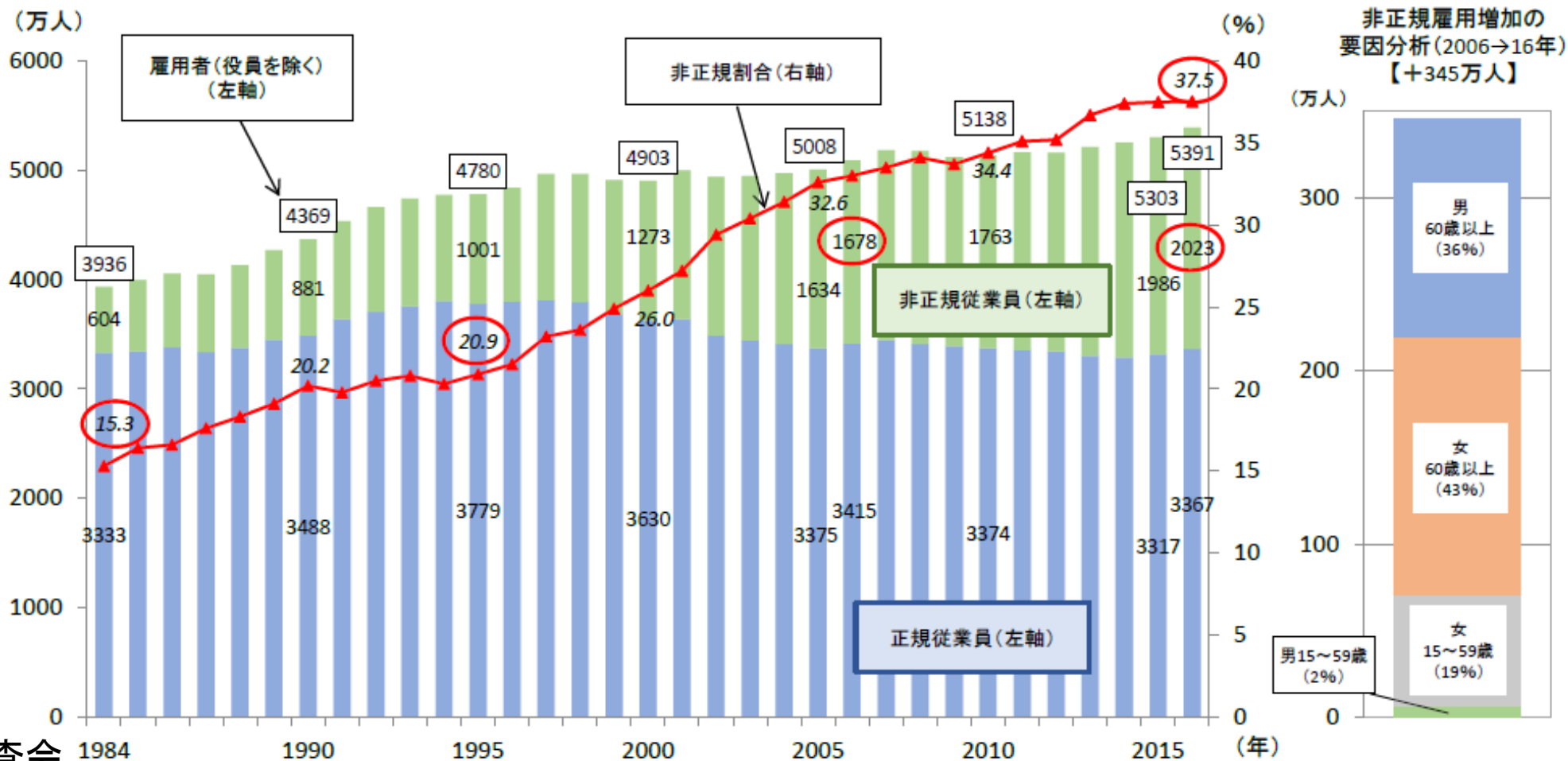
「直接投資（負債）」残高の国・地域別割合



働き方の多様化

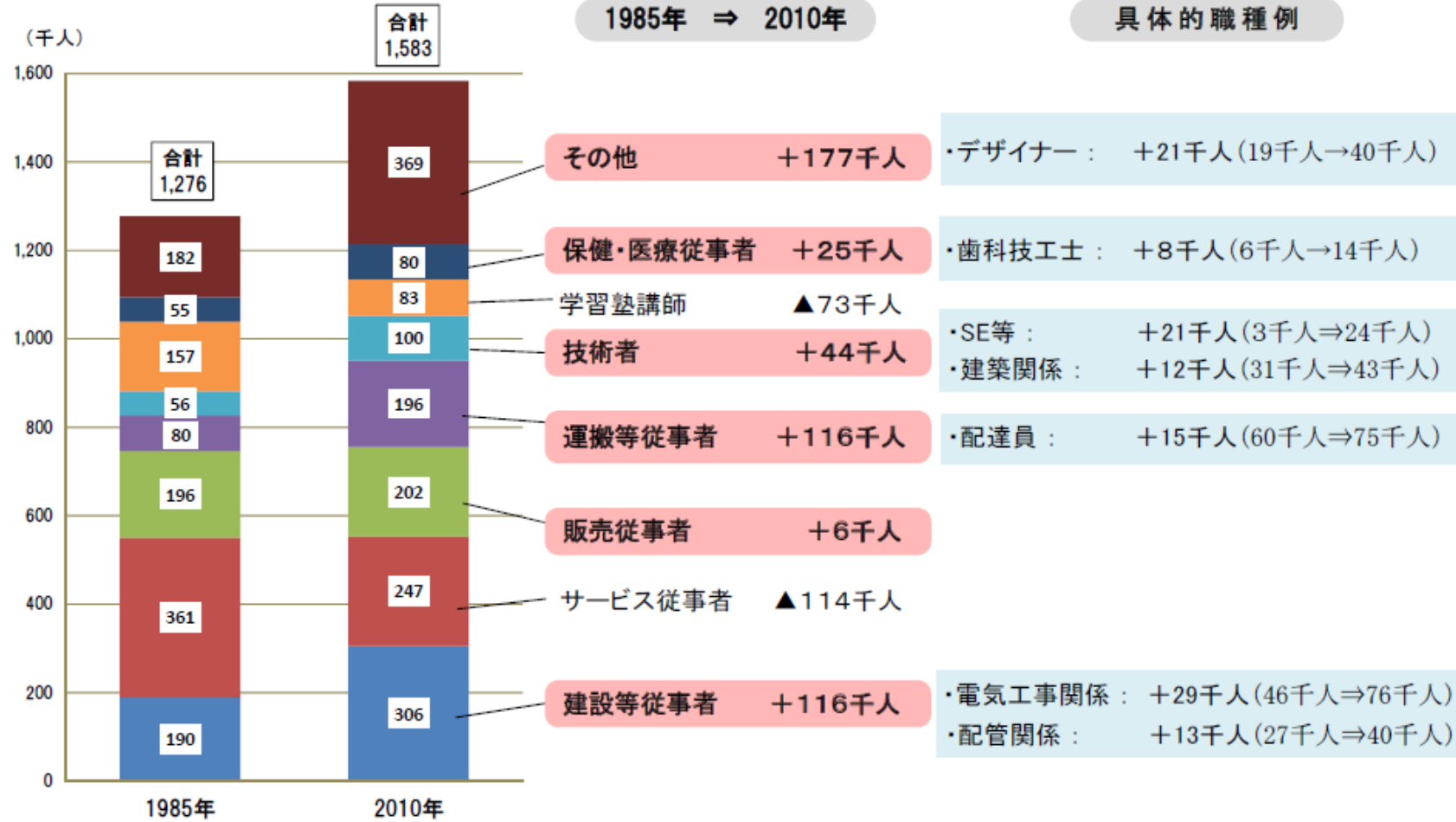
## 雇用者数の推移

- 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用比率は上昇傾向にある。
- 近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性。





## 「雇用的自営等」の推移等



(備考) 総務省「国勢調査」より作成。「雇用的自営等」の区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

出所: 政府税制調査会

## 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②

(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成 29 年 11 月 20 日 政府税制調査会】

(抜粋)

### (2-2) 経済社会の ICT 化等を踏まえた所得把握のあり方

経済社会の ICT 化に伴い、前述のとおり、いわゆる「デジタルエコノミー」が発展し、これにより、例えばシェアリングエコノミーのような消費者間 (CtoC) や消費者・事業者間 (CtoB) のオンライン取引が拡大し、インターネットを通じて個別の仕事を請け負う新たな働き方 (いわゆる「ギグエコノミー」) も増え始めている。こうした動きは、新たな成長市場を創出する可能性があり、我が国経済にとって、その成長と発展が望まれることは言うまでもない。他方、ICT 化が進展した経済社会における取引については、一般に、

- ・ 市場参加者の匿名性が高いこと
- ・ 事業者と顧客の 1 対 1 の取引ではなく、ネットワーク上にいる全市場参加者の多数対多数のマッチング市場で行われるものであること
- ・ 商品・サービスの消費者と提供者が、卸売等の仲介事業者を挟まず、直接接触し、取引が行われること

などの特徴を有しているが、従来型の経済取引を前提とした様々な枠組みや制度が、このような新たな取引の実態に十分に追いついていない面があり、市場の健全な発展のためにも適切な対応が求められる。

税制との関係では、デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得をいかに適切に把握するかが論点となるが、当調査会としては、こうした課題について、諸外国においてどのような対応が行われているか調査を行った。

一連の海外調査を通じて、主要国においては、大別して、①一定の者から関連する情報を税務当局に提出させる法定調書の仕組みや、②調査対象者が個別に特定されていない段階でも、一定の条件の下、税務当局が第三者に対し取引情報等の提供を要請する仕組みが整備されていることが確認された。

# 「税務行政の将来像」 ～ スマート化を目指して～

## 環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

## 検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

## 将来像

### スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)



ICT社会への  
的確な対応

税務手続の  
抜本的な  
デジタル化

税務署に  
出向かず簡便  
に手続が完了



納税者の利便性の向上  
(スムーズ・スピーディ)



カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化  
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用



重点課題への  
的確な取組

国際的租税回避  
への対応

富裕層に対する  
適正課税の確保

大口・悪質事案  
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

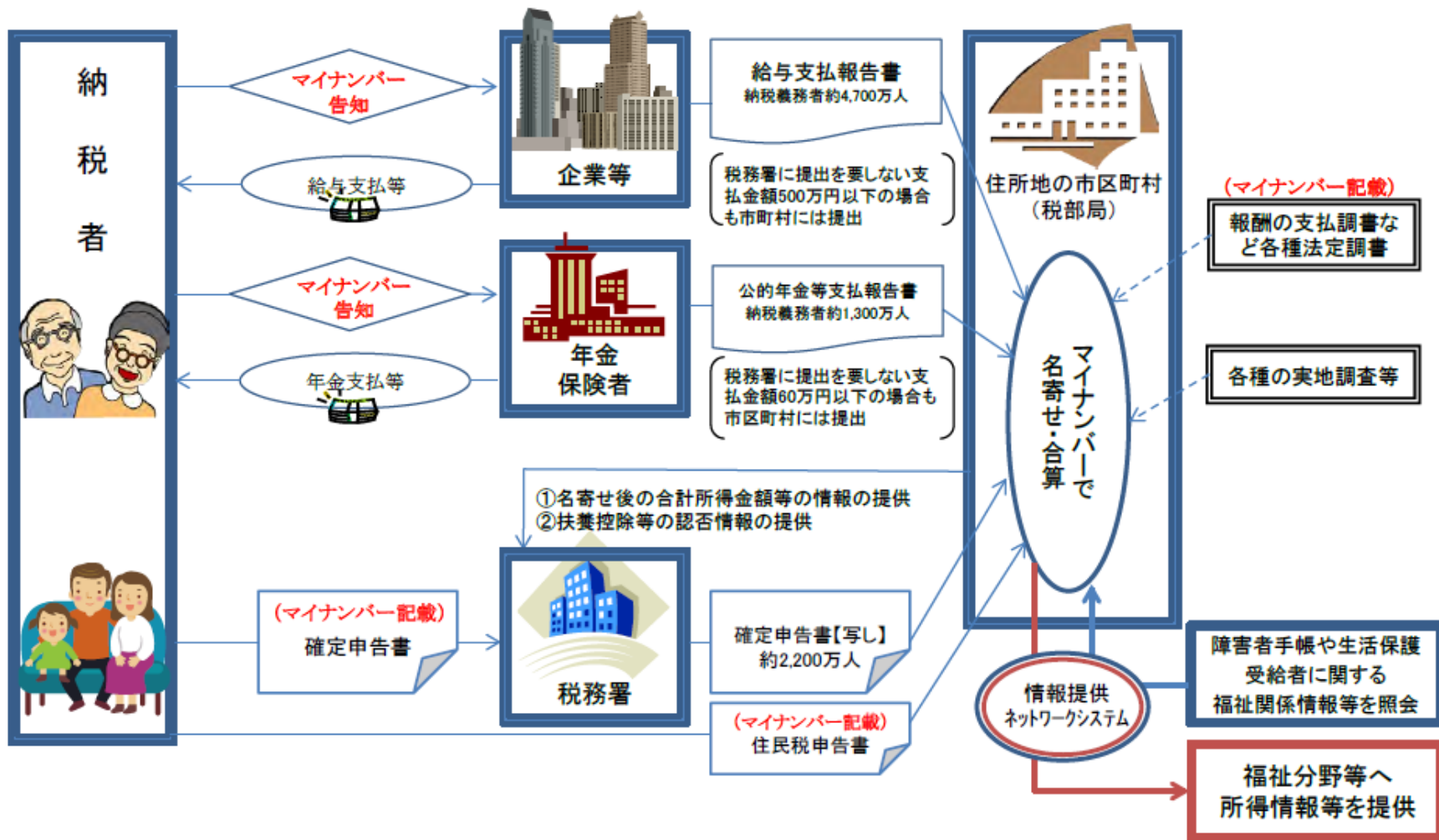
※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

## 政府税制調査会による海外調査報告（平成29年6月19日）（概要）

国名 (所得税制度)	ICTの活用を含めた 納税者利便の向上等に向けた取組(例)	新しい経済への対応を含めた 制度の信頼性向上に向けた取組(例)
エストニア (総合課税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記入済申告書</li> <li>● 原則、スマホ等で申告が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者は、付加価値税申告書(毎月)に、合計1,000ユーロ(12万円)以上の取引相手方に係るインボイス情報を記載(課税当局においてマッチング)。</li> </ul>
スウェーデン (分離課税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記入済申告書</li> <li>● 原則、スマホ等で申告が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現金取引を行う事業者は、政府が認証したレジを使用(改ざん不可能、課税当局のみ読取り可能)。</li> </ul>
韓国 (分離課税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年末調整手続の簡素化 控除対象データは控除関係機関から国税庁の税務手続支援システムに集約され、従業員・雇用主が控除申告書をダウンロード可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 控除対象データのほか、インボイス、クレジットカード利用情報、ストック情報、支払調書が課税当局に集約(課税当局においてマッチング)。</li> </ul>
アメリカ (総合課税(利子)・ 段階的課税(配当・CG)) (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定申告ビジネス(申告代行業)が発達</li> <li>● 原則、スマホ等で申告が可能(民間の申告代行業が作成するアプリを利用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な法定調書を具備ビットコイン取引、600ドル(6.5万円)以上の役務提供等、約250の取引に情報報告義務(日本は60)。</li> <li>● 「新しい経済」への対応として、近年、ビットコイン取引所に顧客情報の提供を求めた例あり。</li> </ul>
カナダ (総合課税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記入済申告書(未記入事項が比較的多い)</li> <li>● 原則、スマホ等で申告が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「新しい経済」への対応として、近年、インターネットオークションの運営会社に利用者情報の提供を求めた例あり。</li> </ul>
フランス (総合課税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記入済申告書(未記入事項が比較的多い)</li> <li>● 原則、スマホ等で申告が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インターネットを利用した課税逃れ等に対応するため、課税当局への情報提供の対象範囲を見直し。</li> <li>● シェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者が、利用者間の取引情報を課税当局に報告する仕組みを導入(2020年～)。</li> </ul>
イギリス (段階的課税) (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年末調整制度のリアルタイム化 雇用主が、従業員への毎月の給与支払毎に税額を調整した上で、源泉徴収を実施。</li> <li>● 原則、スマホ等で申告が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 納税者と課税当局のコミュニケーション緊密化の一環として、2020年以降、個人事業主や法人が、四半期に一度、財務会計情報を課税当局に報告。</li> <li>● 国際的な課税逃れ等に対応するため、課税当局への情報提供の対象範囲を見直し。</li> </ul>

## マイナンバー制度で個人住民税に係る税情報を活用するイメージ

- 地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市区町村の有する住民情報等を、マイナンバーをキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。
- さらに、当該所得情報等について、情報提供ネットワークシステムを通じて福祉分野等へ提供することが可能となる。



# 「公共財」としての所得情報

所得情報≠課税情報

✓ 非課税世帯の所得を含む

## 再分配機能の強化

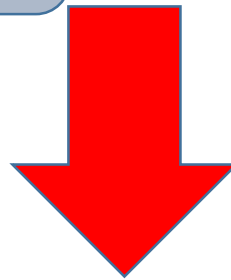
◆ 課税だけで再分配は完結しない  
⇒ 低所得者への移転(給付・控除)が必須

参考: 英国

- ◆ リアルタイム情報システム
- ✓ 所得捕捉の迅速化
- ✓ 給付のための所得情報
- ◆ 「税のデジタル化」
- ✓ 納税環境の整備

所得水準の正確・迅速な把握が必要

✓ 所得の合算等



改革

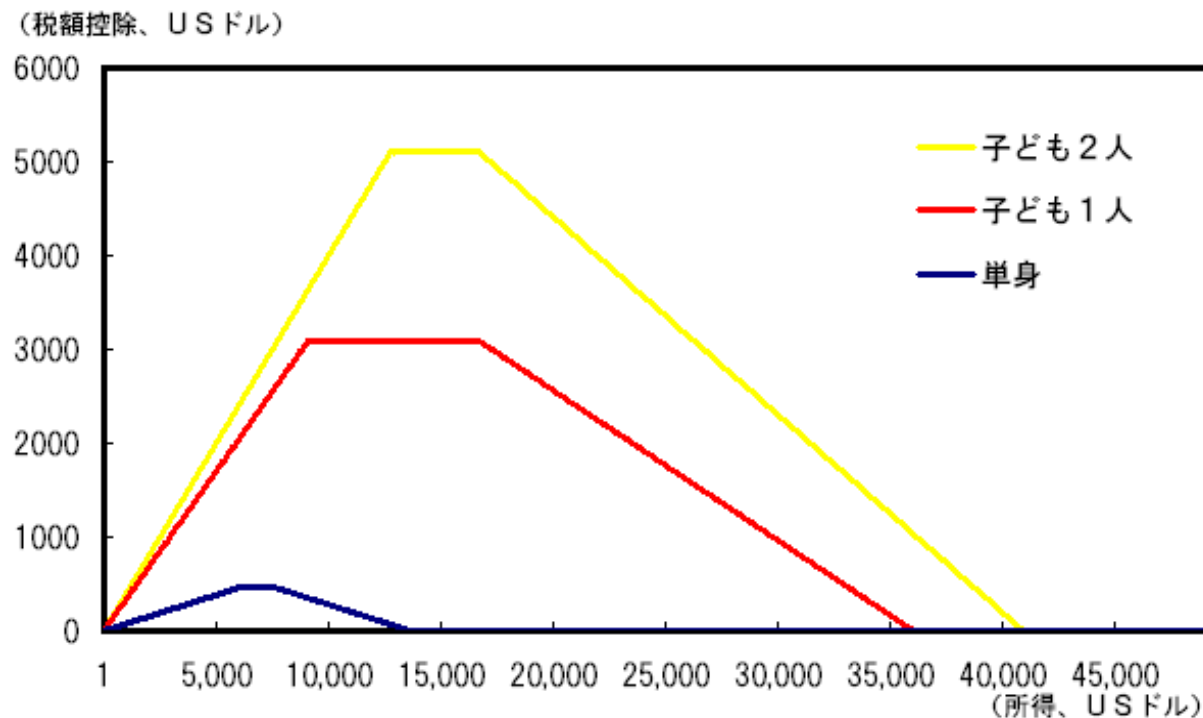
- 従前 = (高所得者を対象に) 課税のための所得情報  
⇒ パラダイムシフト = 控除・給付のためにも所得情報が必要
- ✓ 所得 = 収入 - 必要経費(概算)
- 給付・保険料免除等の基準に活用
- ✓ 所得の定義の統一(国税・地方税、社会保険料、給付等)
- ✓ (税額)控除額は国税・地方税、社会保険料で独自に設定

所得情報  
= 公共財

# 給付付き税額控除

- 従来のセイフティーネット＝働けないヒトが対象
  - ✓ 例: 生活保護、基礎年金等
- ⇒
- 働く低所得層(ワーキングプア)に光を当てる
  - ✓ ベーシックインカム?
- 格差是正(再分配)と就労(成長)を両立させる
  - 就労意欲を促す再分配へ
- ⇒ 給付付き(勤労)税額控除

【図表4】米国EITCの金額



(資料) Department of the Treasury Internal Revenue Service 'Earned Income Credit (EIC) Publication 596' より  
日本総合研究所作成  
(注) 税額控除の金額は、さらに単身か夫婦かによっても異なり、ここでは単身あるいは1人親の場合を例としている。

# 参考: 給付付き税額控除

- 負の限界税率⇒就労を促進
- ✓ 低所得勤労世帯を支援
- 最適所得課税としての給付付き税額控除

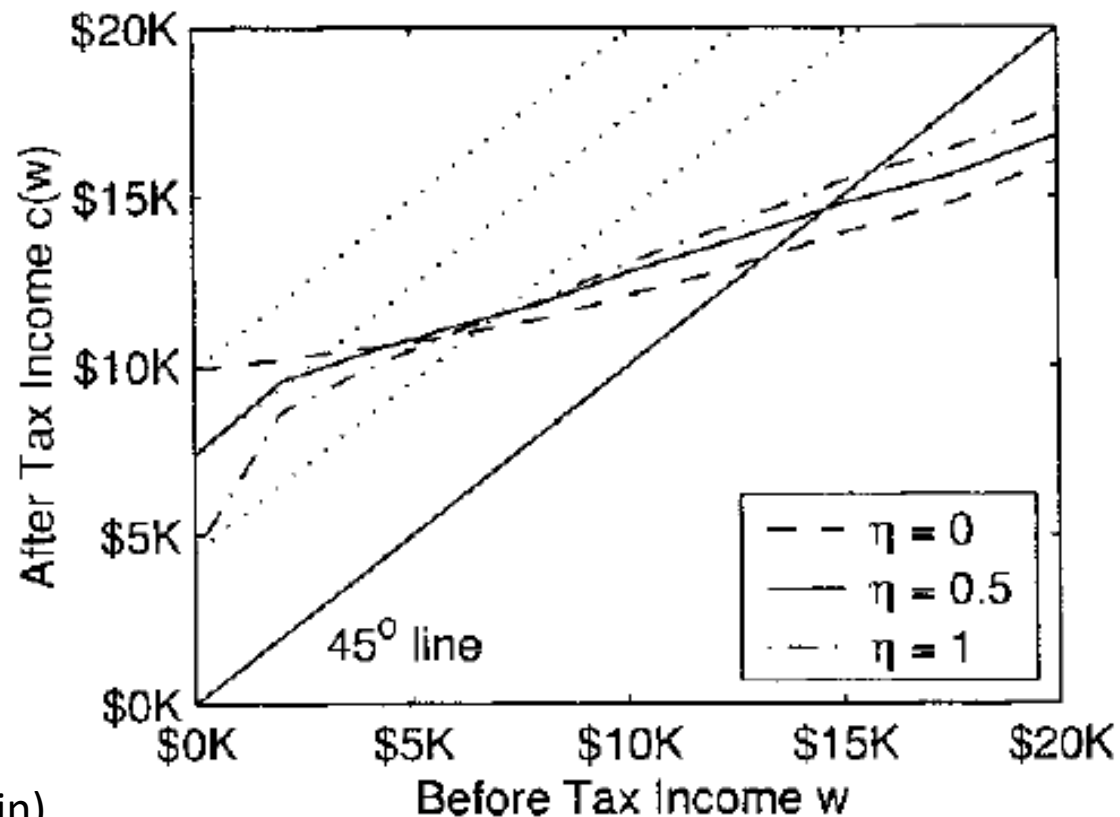
$$\frac{T_i - T_0}{c_i - c_0} = \frac{1}{\eta_i} (1 - g_i).$$

平均税率

就労 (extensive margin) の弾力性

労働時間 (Intensive margin) の弾力性

$$v = 1, \epsilon_H = 0.25, \epsilon_L = 0.25$$



Saez(2002)



## 参考：最適課税と税制

定理	政策的含意
生産効率性命題	消費税・キャッシュフロー税の優位性 ✓ 長期的には成長促進的
最適非線形所得税	就労促進のための負の限界税率＝給付付き税額控除
Atkinson and Stiglitz 命題	軽減税率に対する給付の優位性 ✓ 所得税と消費税の機能分担

# イギリスにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

- 「Making Tax Digital」の推進により、給与所得者の所得税については、「Real Time Information」化を実現。毎月、課税額を調整した上で源泉徴収を行い、納税額の過不足の幅を限りなく小さくしている。また、個人事業主と法人については、課税逃れ防止の観点から、HMRCが適時に事業状況等を把握できるようにするため、2020年度までに、四半期に一度、財務会計情報を報告する制度を導入予定。
- 各種情報提供要請権（Information Notice / Bulk Information Power）に基づき、司法機関である租税審判所（Tax Tribunal）による事前・事後の関与の下、納税者本人及び関連する第三者に対し、HMRCが必要とする情報の提供を、合理的な範囲で要請することが可能。なお、第三者に対しては、不特定の調査対象者に関する情報の提供も要請することができる。

## 【Real Time Information等のイメージ】

「Real Time Information」や「情報提供要請権」等を通じて取得したデータは、必要に応じて分析・マッチングを行い、税務調査等に活用。

（従業員）

（雇用主（事業者））



## 【情報提供要請権のイメージ】

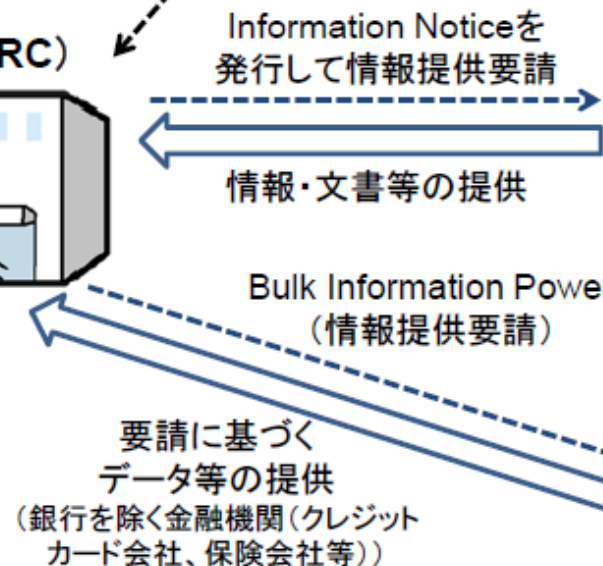
（租税審判所）

Noticeの発行許可等



Noticeに不服があれば申立

（納税者本人/第三者）



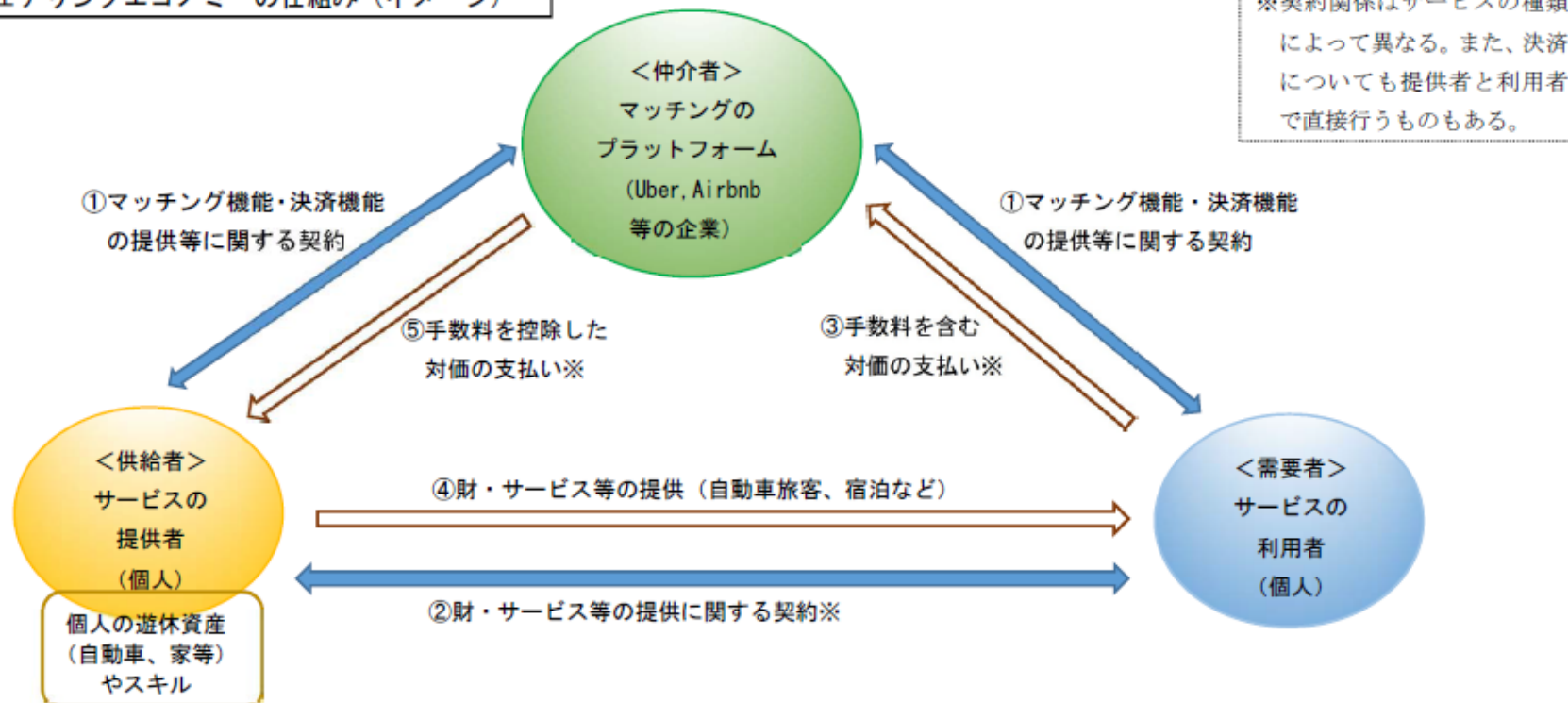
シェアリングエコノミー

## シェアリングエコノミーの仕組み

○ 総務省「平成 29 年版情報通信白書」（平成 29 年）では、シェアリングエコノミーを「個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と定義。

(注) シェアの対象として、スペース、移動、スキル・時間、モノ、カネ等を想定、シェアの形態も、レンタルから売買までを対象。

### シェアリングエコノミーの仕組み（イメージ）



(出典) 内閣府経済社会総合研究所「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書概要」（平成 30 年 7 月）及び各社約款等を基に財務省作成。

# ICT化に伴う経済取引の多様化

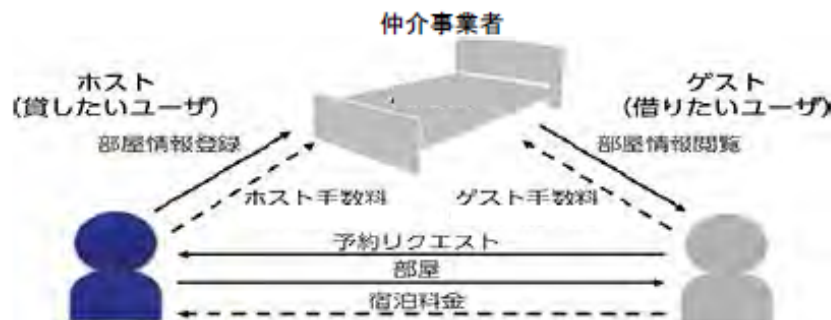
(例:シェアリングエコノミー、FinTech分野における決済・送金)

## ○ シェアリングエコノミー

「シェアリングエコノミー」とは、典型的には個人が保有する遊休資産(スキルのような無形のものも含む)の貸出しを仲介するサービス。

### シェアリングエコノミーの例

空き部屋や不動産等の貸借をマッチングするオンラインプラットフォーム



### シェアリングエコノミーの市場規模(全世界ベース)

2013年 150億ドル → 2025年(見込み) 3,350億ドル

※ 金融、人材、宿泊施設、自動車、音楽・ビデオ配信の5分野におけるシェアリングを対象

(出典)総務省「平成27年版 情報通信白書」を基に作成

## ○ FinTech各分野における決済・送金

1. オンライン決済手段提供  
企業が提供するアカウント(デジタルウォレット)を通じたオンライン決済業務および決済代行事業で構成

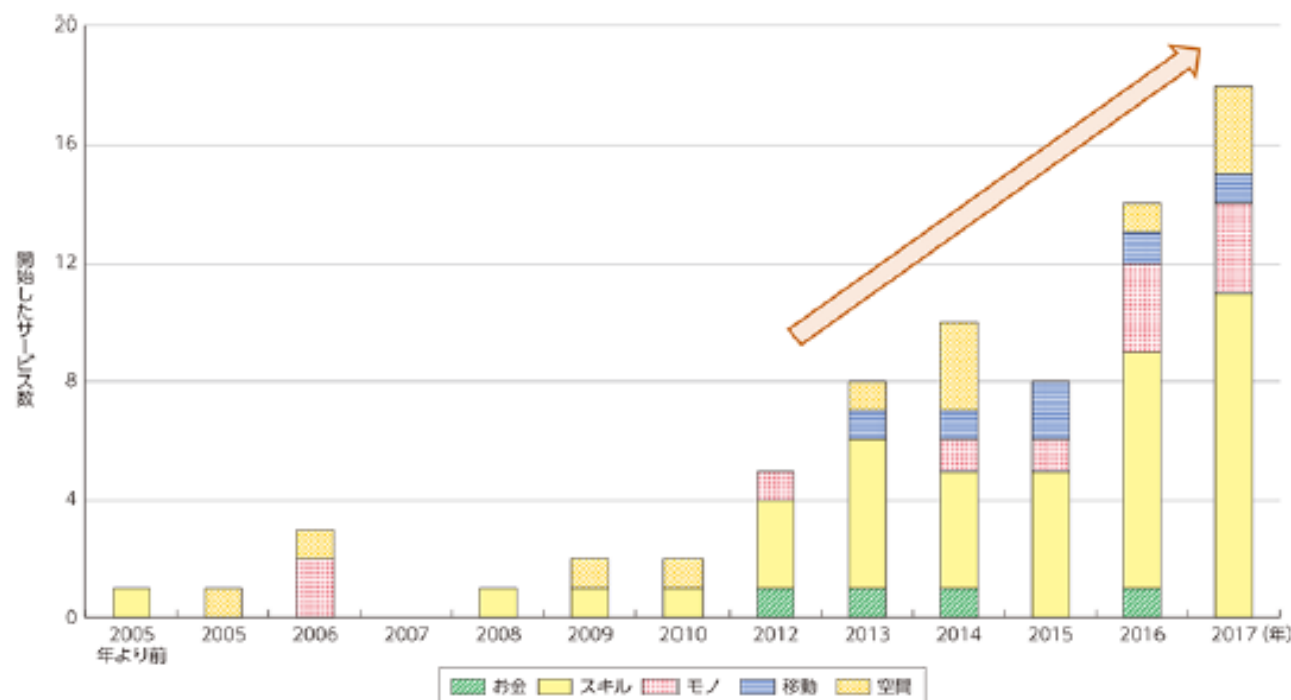
2. オンライン海外送金  
主に海外出稼ぎ労働者から本国への仕送りニーズに応えるサービスが中心

3. リアル決済手段提供  
モバイルに付属させる dongle でのカード決済サービスのほか、事業者と顧客間のマッチングサービスも含む

4. ビットコイン関連  
ビットコインの(法定通貨での)売買、送金等

(出典)経済産業省 FinTech検討会合資料

シェアの対象	概要	サービス例
空間	空き家や別荘、駐車場等の空間をシェアする。	Airbnb, SPACEMARKET, akippa
移動	自家用車の相乗りや貸自転車サービス等、移動手段をシェアする。	UBER, notteco, Anyca, Lyft, 滴適出行
モノ	不用品や今は使っていないものをシェアする。	Mercari, ジモティー, air Closet
スキル	空いている時間やタスクをシェアし、解決できるスキルを持つ人が解決する。	Crowd Works, アズママ, TIME TICKET
お金	サービス参加者が他の人々や組織、あるプロジェクトに金銭を貸し出す。	Makuake, READY FOR, STEERS, Crowd Realty



※2018年2月28日時点のシェアリングエコノミー協会のシェア会員90社について、シェアリングサービス開始時期とシェアの対象を整理。シェアの対象やサービス開始時期が不明なサービスや、シェアリング事業者を対象にしたサービスは除いている。



※本調査におけるシェアリングエコノミーでは、音楽や映像のような著作物は共有物の対象としていない。また、市場規模は、サービス提供事業者のマッチング手数料や販売手数料、月会費、その他サービス収入などの売上ベースで算出している。

# フランスにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

## 1. 支払調書等による情報の提出

給与・利子・配当等に関する支払調書等の法定調書が存在し、集められた情報は、DGFIPによる「記入済申告書」の作成にも活用されている。また、新しい経済活動に対応し、2020年以降、シェアリングエコノミーに係るプラットフォーム事業者が、サービス利用者のCtoC取引の情報を提供することとなるよう見直しを行った。

## 2. コミュニケーション権による情報提供要請

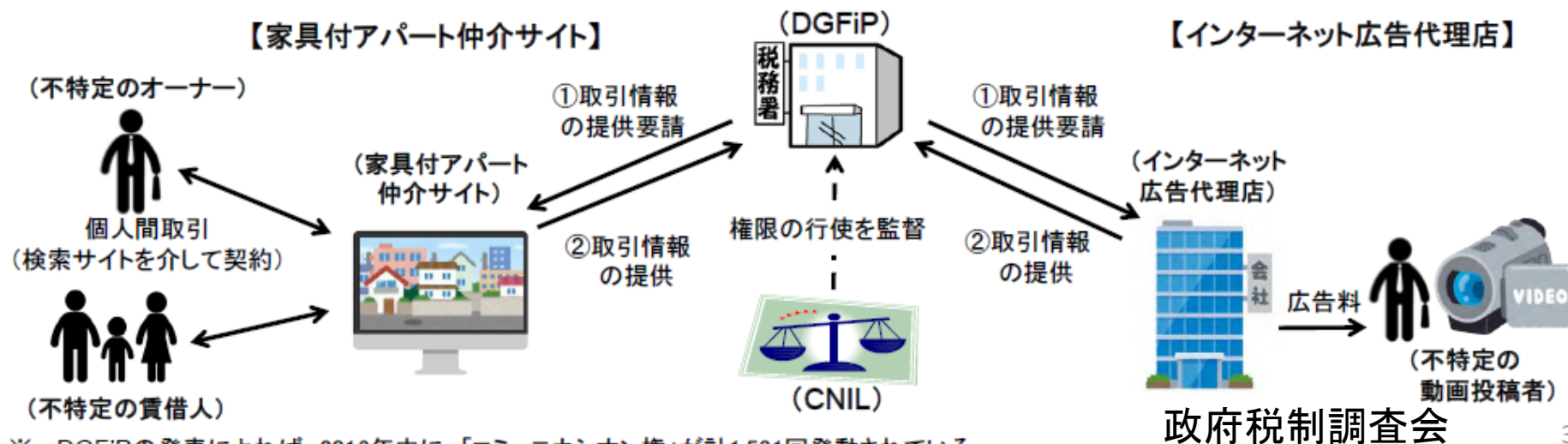
税務調査において調査対象者及び関係取引先等に対し情報提供を要請できる仕組みである、「コミュニケーション権」について、インターネットを利用した脱税行為等の増加に対処するため、2014年に見直しを行い、調査対象者が不特定の場合でも、第三者（仲介業者等）に対し、一定の条件を指定し、該当する取引情報の提供を要請することが可能となった。

なお、DGFIPによる同権限の行使は、個人情報保護を目的とする独立行政機関「情報処理及び自由に関する国家委員会（CNIL）」による監督の下で行われている。

### ■ 主な要件（税務手続法典L81条、R\*81-3条等）

- ① 課税標準の確定及び税務調査を目的とすること。
- ② 提供要請先に対して、調査対象者の属性・要請する情報の内容・調査実施期間を客観的に示すこと。

### <コミュニケーション権が活用された実際の例>



※ DGFIPの発表によれば、2016年中に、「コミュニケーション権」が計1,531回発動されている。

## 新たな仮想通貨(暗号資産)リブラ



- リブラ=フェイスブックが2020年に発行を計画しているデジタル通貨(暗号資産)
  - ✓ 通常の通貨同等、モノ・サービスの購入に充てることができる。潜
  - ✓ 潜在的ユーザーは全世界で約27億人になる見込み⇒「超国家通貨」
  - 主要7カ国(G7)の財務相・中銀総裁会議(7月18日):「リブラは国家の通貨主権や、国際的な金融政策に影響を与える」との認識で一致、そのため「最高水準の規制を満たし、信頼されるものでなければならぬ」とする議長総括
- 貨幣の流通を支えるのは「一般受容性」=皆が使うから使う⇒「信用」と「ネットワーク効果」
  - リブラは法定通貨で信用を確保(資産の約5割が米ドル建て)



参考:



国内経済

フォーマル経済

